

2018(平成30)年度
自己点検・評価報告書



杏林大学

目 次

基準2	内部質保証	2
基準4	教育課程・学習成果	7
基準5	学生の受け入れ	22
基準6	教員・教員組織	28
基準7	学生支援	38
基準8	教育研究等環境	44
根拠資料一覧		52

基準 2 内部質保証

基準 2 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点 1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- 内部質保証の推進に責任を負う 全学的な組織の権限と 役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

＜ 内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示 ＞

- 内部質保証に関する大学の基本的な考え方

本学における内部質保証に関する基本的な考え方は、「杏林大学内部質保証の方針」において次のとおり定め、大学ホームページ等で公表している（資料 2-1-1【ウェブ】）。

(1) 基本的な考え方

本学は、その教育研究水準の向上を図り、理念・目的及び使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けた不断の改善を図ることで、内部質保証を推進する。

(2) 組織体制と手続き

- ① 本学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、学長を議長とし、学内各部門の長によって構成される学部長会議とする。学部長会議は、自己点検・評価委員会の実施する自己点検・評価結果を踏まえ、改善が必要と認められる事項について、当該部門の長に改善の実施を指示する。改善の実施を求められた事項の改善結果については、当該部門の長が学長に報告を行う。これらの PDCA サイクル過程を通して、恒常的な改善を図り、本学の内部質保証を推進する。
- ② 杏林大学学則第 1 条の 2 及び大学院学則第 2 条の 2 に基づき、本学の教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行うために、自己点検・評価委員会を置く。自己点検・評価委員会は、定められた点検・評価項目について、原則として毎年自己点検・評価を実施する。また、自己点検・評価の妥当性と客観性を高めるため、学外の有識者によって構成される外部評価委員会を置く。自己点検・評価委員会は、外部評価委員会からの評価結果を付して自己点検・評価報告書を学内外に公表するものとする。

(3) 教育の質の検証及び改善・向上のための指針

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定めた学修成果の測定・把握・評価を実施する。その結果を踏まえ、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を検証し、教育の質の改善・向上を図る。

- 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担

上述「杏林大学内部質保証の方針」にあるように、学長を議長とし、学内各部門の長によって構成される学部長会議を内部質保証推進のための責任主体とし、自己点検・評価委員会の実施する自己点検・評価及び外部評価結果を踏まえ、改善が必要と認められる事項について、当該部門の長に改善の実施を指示する。改善の実施を求められた事項の改善結果については、当該部門の長が学長に報告を行う。これらの PDCA サイクルを通して、恒常的な改善を図り、本学の内部質保証を推進している（資料 2-1-2）。

学部長会議のもとに設置されている自己点検・評価委員会（全学委員会）は、「学則」第 1 条の 2、「大学院学則」第 2 条の 2 に定められた、「教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」ことを目的としている（資料 2-1-3）。自己点検・評価委員会（全学委員会）は、定められた点検・評価項目について、原則として毎年自己点検・評価を実施し、同時に、自己点検・評価の妥当性と客観性を高めるため、学外の有識者によって構成される外部評価委員会での評価結果を付して学部長会議に報告するとともに、自己点検・評価報告書を学内外に公表している。

自己点検・評価委員会（全学委員会）のもとに、学部・研究科等の各部門・部署に自己点検・評価を分掌する委員会（学部等委員会）が設置されており、当該分野の自己点検・評価を実施している（資料 2-1-4）。

自己点検・評価委員会（全学委員会）では、大学全体の教育研究水準の向上を図るため、各部門・部署の設置する自己点検・評価委員会（学部等委員会）が作成した報告書を基に、全学的観点に立って自己点検・評価を行い、その結果について外部評価委員による評価を付した報告書を作成し学部長会議に報告している。学部長会議における審議の結果、改善が必要と認められる事項について、学長は当該部門の長に改善の実施を指示する。改善の実施を求められた事項の改善結果については、当該部門の長が学長に報告を行う。これらの PDCA サイクルを通して、恒常的な改善を図り、本学の内部質保証を推進している。

- ・ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

前述の「杏林大学内部質保証の方針」にあるように、3つのポリシーを起点とする PDCA サイクルの運用を指針としている。具体的には、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定めた卒業・終了時点までに獲得すべき能力に関する学修成果の測定・把握・評価を実施する。その結果を踏まえ、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を検証し、教育の質の改善・向上を図っている。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備
 評価の視点 2：内部質保証の推進に責任を負う 全学的な組織のメンバー構成

＜ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備 ＞

内部質保証を推進するための全学的かつ中核的な責任組織として学部長会議を設置している。また、その審議事項のなかに、内部質保証の推進に関する事項と規定している。

＜ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成 ＞

内部質保証の推進に責任を負う学部長会議は、学長を議長とし、副学長、各学部長、各研究科長、事務局長、事務局次長、大学事務部長、総務部長、経理部長で構成されている（資料 2-1-2）

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
 評価の視点 2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み
 評価の視点 3：学部・研究科その他の組織における 点検・評価の定期的な実施
 評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における 点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
 評価の視点 5：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
 評価の視点 6：点検・評価における客観性、妥当性の確保

＜ 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定 ＞

2016（平成 28）年 7 月開催の学部長会議において、建学の精神、理念・目的及び教育目標に基づくと同時に、中央教育審議会大学教育部会による『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』を踏まえ、教育内容、教育方法及び成果の測定に関する基本的な考え方を明示した教育課程の編成・実施方針を新たに策定することを決定した。具体的には、ディプロマ・ポリシーにおいて「学

基準2 内部質保証

生が卒業（修了）時点までに獲得すべき能力」を大学、学部・学科、大学院、研究科・課程・専攻ごとに明示し、その能力を獲得するために必要な「教育内容、教育方法及び成果の測定」をカリキュラム・ポリシーに明示することにした。また、アドミッション・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシーにおいて示された学生が卒業（修了）時点までに獲得すべき能力の獲得を目指す学生を「求める学生像、資質」に、またカリキュラム・ポリシーに示した教育内容、教育方法を受講するために必要な学力等を「求める学習成果」に明示し、あわせて「入学者選抜の基本方針」を明示することとした（資料2-3-1【ウェブ】）。

< 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み >

本学は内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として学部長会議を設置しており、当会議において検討された改善案は、その構成員である学部長、研究科長、事務局長等を通じて各学部・学科・研究科及び事務局に指示され、改善に取り組むことになっている。2017（平成29）年度の自己点検・評価結果を踏まえた2018年度における全学的な改善に向けた主な取り組みは、以下の通りである。

(1) 3つのポリシーの適切性について

次年度に向けて、現行のポリシーを検証し、一部改正した。

(2) 全学的な学修成果の測定について

学修成果の測定のため、授業評価アンケートでディプロマ・ポリシーに示された学生が卒業（修了）時点までに獲得すべき能力がどの程度獲得できたかを問うこととし、2019（令和元）年より実施することになった。

(3) GPA(Grade Point Average)のポイントについて

現行のグレード・ポイントの見直し（継続審議）。

(4) 前回の認証評価（2015年度）結果の改善状況について

努力課題として指摘を受けた事項（シラバス、定員管理、退学者対策等）の改善状況について検証し、必要に応じてさらなる改善に向けた取り組みを検討した（基準協会へは2019年7月に改善報告書を提出）。

(5) 「杏林大学内部質保証の方針」の策定と、それに基づいた内部質保証体制の構築

認証評価第3期に対応するため、基本方針を策定し、それに基づいて自己点検・評価および内部質保証システムの整備と運用について必要事項を検討し、決定した。

< 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施 >

「杏林大学自己点検・評価規程」に基づき、原則毎年学部・研究科その他の組織における点検・評価を実施している（資料2-3-2）。

< 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施 >

毎年実施される自己点検・評価及び外部評価の結果を踏まえ、学部・研究科その他の組織が自主的に改善・向上に向けた対応をするとともに、内部質保証推進の責任主体である学部長会議（学長）からの指示を受けて改善・向上に向けた対応をしている（資料2-3-2）。

< 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応 >

学部・研究科の新設や学科等の改組に伴い文部科学省から指摘される留意事項に対しては、遺漏なく誠実に対応し、改善を図ってきた。また「設置計画履行状況報告書」を毎年提出するとともに、「学部等の設置届出書」とあわせてホームページで公表している（資料2-3-3【ウェブ】）。

本学は、2008（平成20）年度に大学基準協会による認証評価を受審した。この認証評価では、「長所」が2項目、改善義務のある「勧告」が1項目、努力義務となる「助言」が23項目にわたって指摘された。この評価結果は、全組織において共有すると同時に、具体的な改善・改革に着手した。「勧告」については2009（平成21）年度より毎年改善計画・改善状況を報告し、また「助言」については2011（平成23）年度に改善報告書を提出し、いずれも改善が確認できるとの「検討結果」を得ている。2015（平成27）年度の認証評価では、「長所」が3項目、「改善勧告」が1項目、努力義務となる「努力課題」が6項目にわたって提言された。この評価結果についても、全組織において共有すると同時に、具体的な改善・改革に着手し、2019年7月までに改善報告書を提出した（資料2-3-2【ウェブ】）。

< 点検・評価における客観性、妥当性の確保 >

本学では、自己点検・評価活動の妥当性と客観性を担保し、教育研究の更なる向上をめざして学外有識者 4 名による外部評価を行い、自己点検・評価活動に反映することを目的として、外部評価委員会を設置している。外部評価委員会は、本学の自己点検・評価活動に関する評価を行い、その結果は自己点検・評価委員会に報告され、学内外に冊子やホームページを通じて公表されている。同時に、点検・評価における客観性、妥当性を確保するためには、根拠となる客観的データの収集と分析が欠かせないと考えている。今後は、新設された IR 推進室と連携しながら、特に学修成果の分析や入学者選抜方法の検討などの点検・評価の客観性・妥当性より高めて行く必要があると考えている。さらに、自己点検・評価を担当する評価者（つまり本学の教職員）の評価者としての資質を向上させる必要がある。そのために、第 2 期同様、評価者研修会を開催する予定である。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

< 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表 >

本学は、学校教育法及び同施行規則に定められた教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等についての情報を漏れなく公表している。ホームページ上に「杏林大学研究業績」「大学概要・基礎データ（教育情報の公開）」「経営・財務情報」及び「自己点検・評価」のページを設けて、すべての情報を閲覧できるようにしている（資料 2-4-1【ウェブ】）。また、教職課程については、「目指す教員像・到達目標」「教員就職状況」「組織及び教員の数等」「教職課程の質の向上に係る取組」のページを設けて公表している（資料 2-4-2【ウェブ】）。

< 公表する情報の正確性、信頼性 >

ホームページ上に公表する情報については、それぞれの情報を管理する部署が責任をもって作成しているので、情報の正確性、信頼性については十分に担保されているものと考えている。しかし、情報公開の適切性を検証する全学的な組織は設けられていないので、早急に検討する必要がある。

< 公表する情報の適切な更新 >

公表する情報については、毎年担当部署において全情報の点検と更新を行うとともに、年度途中で変更が確認された情報については随時更新するよう配慮しており、常時最新の情報が公表できるよう努めている。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているかまた、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性

評価の視点 2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

< 全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性 >

全学的な内部質保証システム及び PDCA サイクルの適切性は、毎年実施される自己点検・評価及び外部評価結果をもとに学部長会議において検証することになっている。本学が現在の内部質保証システム及び PDCA サイクル始動させたのは 2018（平成 30）年度からであり、その有効性・適切性については、2019（令和元）年度の自己点検・評価及び外部評価結果をもとに検証予定である。現時点では、内部質保証を推進するための責任主体を

基準 2 内部質保証

学部長会議とし、関係部局と連携しながら、課題を抽出して改善策を策定・実施する体制を整備したことにより、全学的なPDCAサイクルが適切に機能し始めたものと判断している。

< 適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価 >

学部・研究科等の各部門・部署に設置されている自己点検・評価を分掌する委員会（学部等委員会）で作成された自己点検・評価報告書をもとに自己点検・評価委員会（全学委員会）で全学的な点検・評価を行い、最終的な自己点検・評価報告書を取りまとめる際に、適切な根拠（資料、情報）に基づいているか否かの点検を行い、必要に応じて学部等委員会に修正等の対応を指示している。これにより、適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価を行っている。

< 点検・評価結果に基づく改善・向上 >

2018（平成 30）年度に学部長会議を中心とした内部質保証システムを整備し、PDCAサイクルを稼働させたところであり、その点検・評価結果に基づく改善・向上については今回の自己点検・評価及び外部評価結果を待たなければならないが、点検・評価項目③で述べた（1）3つのポリシーの適切性について（2）全学的な学修成果の測定について（3）GPAのポイントについて（4）前回の認証評価（2015年度）結果の改善状況について（5）「杏林大学内部質保証の方針」の策定と、それに基づいた内部質保証体制の構築について、一部を除き改善が図られたことから、点検・評価結果に基づく改善・向上が図られていると判断している。

（2）長所・特色

特になし

（3）問題点

問題点というほどではないが、2018（平成 30）年度から導入した新しい内部質保証システムの有効性について、今回の自己点検・評価及び外部評価結果をもとに検証しなければならない。

（4）全体のまとめ

2018（平成 30）年度より、内部質保証推進の責任主体を学部長会議とした。そのもとにおかれた自己点検・評価委員会が本学の教育における理念・目的の達成状況について継続的な自己点検・評価を行い、その結果及び外部評価委員会の評価結果をもとに、学部長会議での審議を踏まえ、同会議の議長（学長）の指示のもと該当部署が改革・改善のための方策を立案・実施することで、本学の教育研究の質を保証し向上させることとした。学部長会議（学長）は、改善策の執行状況を確認した上で、内部質保証システムが適切に機能しているかについて点検・評価を行っている。内部質保証の中核となる推進組織を学部長会議とし、関係部局と連携しながら、課題を抽出して改善策を策定・実施する体制を整備したことにより、全学的なPDCAサイクルが適切に機能し始めたものと判断している。

基準4 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

大学及び学部、研究科の理念・目的及び教育目標を踏まえて、学部・研究科ごとに教育目標を定め、授与する学位の単位である学科・専攻レベルで卒業要件・修了要件を明確にした学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を設定している（資料2-3-1【ウェブ】）。

例えば、医学部医学科の学位授与方針は次のとおり、医師として必要とされる高い倫理観と豊かな人間性を備え、基本的な医学的知識や技術の習得はもとより、高いコミュニケーション能力や地域社会との関わりについても方針に示しており、絶えず変化している現代社会に対応しつつ総合大学として個性化を図っている。

＜学位授与方針（医学部医学科）＞

医学部医学科では、教育目標を達成するため、卒業時点までに獲得すべき能力を以下のように定め、卒業の要件を満たし、これらをすべて修得したと認められる学生に学士（医学）を授与する。

(1) 医師の社会的責任

医師の職責の重大性を理解し、高い倫理観と豊かな人間性に基づき、医師として責任のある行動ができる。

(2) 医学知識と技能

医師に求められる基本的な医学的知識及び技能を修得し、また必要に応じてこれを実践できる。

(3) 問題解決能力

どのような状況においても事態を冷静に把握し、解決すべき問題点を明らかにしたうえで的確な判断を行うことができる。

(4) コミュニケーション能力

患者・家族との信頼関係を構築するとともに、医療・介護・保健従事者と良好な関係を維持し、医療チームの一員としての役割を果たすために必要なコミュニケーションを図ることができる。

(5) 医学・医療と地域・社会との関わり

公衆衛生や医療・保健制度など社会と医師との関わりを理解し、必要に応じてそこで医師が果たすべき役割を担うことができる。

(6) 英語運用能力

グローバルに活躍しうる英語運用能力を有する。

学位授与方針を含め3つのポリシーは、中央教育審議会大学教育部会による『「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン』を踏まえ、学長の指示により中期計画実行委員会委員長（学長補佐）を中心とするワーキンググループで基本設計を行った。基本設計案は2016（平成28）年7月11日開催の学部長会議で審議のうえ承認され、その後大学、学部・学科、大学院、研究科・課程・専攻ごとに3つのポリシーを策定した（資料4-1-1）。新たに策定した3つのポリシーは、同年11月14日学部長会議で審議のうえ承認され、2017（平成29）年度より刊行物やホームページ等で公表することとなった（資料4-1-2）。

こうして策定した3つのポリシーは、学長を議長として、大学の教育と研究に関する重要事項、各学部相互の連絡調整に係る事項等を審議することを目的として設置された「学部長会議」において、毎年継続的に適切性を検証している。全学的な方針の策定のためには、教員の意見に偏ることがないように、教育課程の編成に事務職員の参画が必要不可欠であるとの考えにより、学部長会議には学長・各学部長・各研究科長に加えて、専門的な支援スタッフで構成されている。また、医学部では、教職員全員に配布する「教職員ガイドブック」に記載するとともに、「大学の運営および教育研究にかかる重要事項の確認」（4-1-3・P11）において、年に1回内容の理解を促すと同時にフィードバックを求め、提起された意見の反映を行うことで、検証自体が形骸化しないように努力している。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・ 教育課程の体系、教育内容
- ・ 教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

＜ 教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ＞

学位授与方針と同様に、まず本学の教育理念をふまえた上で、大学全体の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、その方針に従って、学位授与方針に定めた学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を獲得するための教育課程編成・実施の方針を学部及び学科単位（授与する学位）ごとに策定している。その内容は、①教育課程の体系と授業区分及び授業形態、②教育内容、③教育方法、④成果の測定からなっている。さらに、卒業認定・学位授与の方針と同様に、履修案内や大学ホームページ等を通して学内外に公表している（資料 2-3-1【ウェブ】）。

＜ 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性 ＞

大学及び学部・研究科いずれにおいても、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との関連性については、それぞれ対応関係となるように示されており、教育内容と教育方法についても具体的な取り組み内容を明記している。教育目標を達成するために多岐にわたる教育内容が設定されており、それらを学部・研究科ごとの特性に応じた多様な教育方法により修得できるよう工夫を凝らしている。

なお、成果の測定にあたっては、Grade Point Average (GPA) はじめ、大学 IR コンソーシアム「学生共通調査」、外部機関の全国模擬試験などを用いた客観的な手法による検証を重ねている。

例えば、外国語学部英語学科の教育課程の編成・実施方針は以下の通りである。

【教育課程の編成・実施方針（外国語学部英語学科）】

外国語学部英語学科では、卒業認定・学位授与の方針に掲げる能力などの修得のために、外国語科目、基盤教育科目、教養科目そして専門科目の 4 つの科目区分から成る授業科目を体系的かつ順次的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を実施する。カリキュラムの体系を示すために、科目間の関連や科目内容の順次性を番号で表現する科目ナンバリングを行い、カリキュラムマップを作成することで、カリキュラムの構造をわかりやすく明示する。単位制度の実質化を図るため、履修可能上限単位を適切に設定する（CAP 制）。また、学生が学修に専念し安定した学生生活を送ることができるよう、アカデミックアドバイザー制度を通して学生支援を行う。教育内容、教育方法、評価については以下のように定める。

(1) 教育内容

(1-1) 卓抜した外国語運用能力を修得するために

- ・ 外国語（英語・中国語）の実践的かつ高度な運用能力の基盤を築くため、学部独自の外国語習得プログラム（Practical English Program、Chinese for International Communication）を実施する。
- ・ 実践的な英語運用能力を高めるため、「実用英語Ⅰ～Ⅳ」「実用英語演習Ⅰ・Ⅱ」を配置する。
- ・ 高度な英語運用能力を修得するため、外国語科目として「目的別英語演習Ⅰ～Ⅶ」、専門科目として「Communication Strategies」などを配置する。

(1-2) コミュニケーション能力を修得するために

- ・ 対人コミュニケーション力を涵養するため、「ホスピタリティ入門」「ホスピタリティ・コミュニケーション」などの実践的科目を配置する。
- ・ グローバル社会で通用するコミュニケーションの在り方を理解するため、「グローバルコミュニケーション論」などの科目を配置する。

(1-3) 問題解決能力を修得するために

- ・ 学士課程へのスムーズな移行のための初年次教育として、多様な入学者が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるように「大学入門Ⅰ・Ⅱ」などを配置する。
- ・ 専門科目として、自ら問題・課題を発見し、解決する能力を高めるため「ゼミナールⅠ～Ⅲ」「卒業論文・課題指導」を配置する。

- (1-4) 自己表現力・情報発信力を修得するために
- ・ 日本語での自己表現力・情報発信力を高めるため、初年次教育として「日本語表現実習Ⅰ・Ⅱ」を配置する。
 - ・ 日本の伝統・歴史・文化を表現・発信することを目指し、「日本文化論」「日本と世界の近現代史」「日本文化演習Ⅰ・Ⅱ」などを配置する。
- (1-5) 異文化理解とグローバル人材力を修得するために
- ・ グローバル社会において必要とされる幅広い教養を身につけるため、「ことばと文化」「グローバル社会と地域」「人間と健康」「日本語教育」等の分野に分類して教養科目を配置する。
 - ・ 多様な価値観の認識と正しい異文化理解を深めるため、「グローバル人材論」「異文化コミュニケーション」「アジアン・ホスピタリティ」「ダイバーシティ入門」などを配置する。
- (1-6) 社会的責任遂行能力を修得するために
- ・ 地域社会の持続的な発展のために、他者と協調・協働しながら自分の能力を積極的に役立てる力の修得を目指し、「地域と大学」「フィールドスタディⅠ～Ⅴ」などを配置する。
 - ・ 将来を見据え自律的に行動し、学士課程修了後に社会的責任を遂行するために、「キャリアデザインⅠ～Ⅵ」「キャリアデザイン演習」「インターンシップⅠ～Ⅲ」などのキャリア教育科目を配置する。
- (1-7) 専門的な知識・技術・技能とその活用力を修得するために
- ・ 各学科、コースに求められる共通の基礎専門能力と、それらをさらに発展させた専門能力を修得するため、専門分野の体系に基づき以下のコースを設置し、必修科目と選択科目を区別し、学年・学期別の科目配置を行う。
- 【英語ビジネスコミュニケーションコース】**
 グローバルビジネスの場で求められる実践的英語力と、ビジネスに必要な基礎知識および能力を修得するために、「ビジネスイングリッシュ」「グローバルビジネス論Ⅰ・Ⅱ」などの科目を配置する。
- 【英語教育コース】**
 教育・指導に必要な高度の英語力と英語教育スキルを修得するために、「英語音声学」「英語教育論」などの科目を配置する。
- ・ 個別テーマに関する専門的な知識・技術・技能を獲得するとともに、それらを課題解決に活用する能力を修得するために、3・4年次に「ゼミナールⅠ～Ⅲ」を必修科目として配置する。
- (2) 教育方法
- (2-1) グローバル社会での適応能力を修得するために
- ・ グローバル社会での適応能力を涵養するため、海外留学・研修・実習プログラムを積極的に導入する。
- (2-2) 高い問題解決能力と自己表現力・情報発信力を修得するために
- ・ 問題解決能力・自己表現力・情報発信力を修得できる能動的学修（アクティブラーニング）方法を取り入れた科目を積極的に導入する。
- (2-3) 社会的責任遂行能力の修得のために
- ・ グローバル社会と地域の双方を舞台にした活動体験・現場体験を通して適応能力を涵養するため、フィールドワーク、インターンシップ、ボランティアなどのソーシャルラーニング（社会学修）を積極的に導入する。
- (2-4) 卓抜した外国語運用能力を修得するために
- ・ 英語による専門的な知識・技術・技能の修得を図るために、CLIL（Content and Language Integrated Learning）手法を積極的に導入する。
- (3) 成果の測定
- (3-1) 各学期終了時に国際的な成績評価指標である GPA で評価する。
- (3-2) 外国語の運用能力を高めるため、学年ごとに目標を設定し、その達成度を検証するための共通テストを実施する。
- (3-3) 入学時基礎学力測定、大学 IR コンソーシアム「学生共通調査」およびルーブリックを用いて学士課程全体の成果を測定する。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・ 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
 - ・ 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
 - ・ 単位制度の趣旨に沿った単位の設定
 - ・ 個々の授業科目の内容及び方法
 - ・ 授業科目の位置づけ（必修、選択等）
 - ・ 各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- 【学士課程】初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等
 【修士課程、博士課程】コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

< 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 >

- ・ 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

いずれの学部、研究科においても、学位授与方針に基づき教育課程を編成し、そこで策定された実施の方針に基づき、教育課程を体系的に編成している。

国家試験に関わる医学部及び保健学部においては、法令等に従った教育課程を編成しつつも、本学の建学の精神である「真・善・美の探究」を反映した一般教養科目、外国語科目、キャリア科目を配置している。(資料 4-3-1 医・保)

総合政策学部及び外国語学部においても、専門科目に偏することなく、教育課程を体系的に編成している。総合政策学部では、専門科目のみならず、ベーシック科目、一般教養科目、外国語科目、キャリア関連科目を設定し、学際性、キャリア教育、グローバル教育の一層の充実を図っている。外国語学部では、教育課程編成・実施の方針に基づき、外国語科目、基盤教育科目、教養科目そして専門科目の 4 つの科目区分からなる教育課程を体系的に編成している。(資料 4-3-1 総・外)

医学研究科では、教育課程の編成実施方針に基づき 5 専攻 29 専門分野を設け、授業科目 148、その他専攻共通科目として、基礎臨床共通講義の 2 科目を開設している。保健学研究科博士前期課程では、教育課程の編成・実施方針に基づき、保健、医療、看護、福祉領域に 2 専攻 8 専門分野を設け、博士後期課程では、保健、医療、看護、福祉領域の 2 専攻 6 専門分野を設けている。国際協力研究科博士前期課程では、4 専攻 10 専門分野、同後期課程では、1 専攻 2 専門分野を設けている。(資料 4-3-1 医研・保研)

教育課程の編成・実施方針において学位授与方針との関連性が示され、ここでは科目区分や代表的な科目の位置付けが明示されている。この点、たとえば医学部においては、「図 1：DP と各科目の関係性」や「図 2：6 年間のカリキュラムの概要（カリキュラム・マップ）2016 年度バージョン」等において教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性が可視化されている。(資料 4-3-1 医研)

- ・ 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

いずれの学部、研究科においても、順次性及び体系性を配慮して教育課程を編成している。そして、「カリキュラムマップ」や「科目ナンバリング」によって教育課程の体系性と順次性を学生に明示している。(資料 4-3-1)

医学部では、「学問体系を基本とする積み上げ方式」に分類される教育課程を編成している。1 年次から 2 年次に医学準備教育及び基礎医学の科目を置き、3 年次から 4 年次に臨床医学を系統的に習得し、4 年次の後期から臨床実習を開始され 6 年次の 7 月までに終了し、その後は総まとめの講義などを秋の卒業試験まで行う。(資料 4-3-1 医)

保健学部では、豊かな人間性、高い倫理観、国際的視野を養うための一般教養科目等を、主に 1～2 年次に履修できるように科目配当し、専門科目については、国家試験に関わる科目を中心に、法令に従い設定しており、学年進行と共に理解の深まるよう体系的かつ順次的に編成している。(資料 4-3-1 保)

総合政策学部では、豊かな人間性、国際的視野、キャリア形成に向けた高い意識を養うための一般教養科目、外国語科目、キャリア関連科目を1年次から順次配置するとともに、専門科目に関しても、ベーシック科目、専門コア科目、専門応用科目を配置し、基礎から応用に発展させる科目設定・配置がなされている。すなわち、専門教育の基礎となるとともに、学際教育の基礎を提供するベーシック科目を1年次に配置し、全員に履修を義務付け、2年次以降は選択した自コースの専門コア科目を中心に履修したうえで、自コース応用科目のみならず、他コース及び他学科の専門科目を履修し、学際教育を深めていくことができる。なお、学士課程へのスムーズな移行のための初年次教育として実施される複数の担任教員が担当する少人数クラスの科目「プレゼミナール」において、学生の順次的・体系的な履修に配慮した教育課程を理解させ、順次的・体系的な履修を指導する（2年次以降は演習において行われる）。（資料4-3-1 総）

外国語学部では、実践的かつ高度な外国語運用能力を習得のための外国語科目、国際社会・地域社会・産業界及び高校と大学の円滑な接続ができる能力を身に着ける基盤教育科目、豊かな人間性や幅広い教養を身に着けるための教養科目そして専門科目を、学年進行と共に理解の深まるよう体系的かつ順次的に編成されている。専門科目に関しては、各学科、コースに求められる共通の基礎専門能力と、それらをさらに発展させた専門能力を習得することができるように科目を設置し、各分野の体系に基づき、ふさわしい学年・学期に配当する。（資料4-3-1 外）

医学研究科では、1年次の講義演習において各専門分野で必要となる知識を講義により習得し、1～2年次では実験・実習一講義で得た知識に基づいて実験を行う。2～3年次ではそれまでに得た知識・技能を応用して研究を実施する。3～4年次ではその成果を論文としてまとめることを主眼としたカリキュラムを体系的に編成している。保健学研究科博士前期課程では、コースワークとリサーチワークをバランスよく配置し、コースワークは、講義、演習、実験、実習などを適切に組み合わせ、専門知識や技術、実践能力の効果的な修得につながる授業を行い、体系的に理解できるようカリキュラムマップにより可視化している。国際協力研究科博士前期課程では、第1・2セメスターにおいて、各自の専門分野を中心に基礎的な研究、ツールとしての理論・原理の修得し、それらをもとに第3・4セメスターで修士論文の作成を行う様に編成され、順次性及び体系的性が配慮される。（資料4-3-1 医研・保研）

- 単位制度の趣旨に沿った単位の設定

授業科目の単位計算方法は、杏林大学学則25条、大学院学則24条に基づき、単位制度の趣旨に沿った単位の設定がなされている。その実効性を確保するために、授業外学習（予習・復習等）の具体的内容と必要な標準的な時間をシラバスにおいて各回ごとに具体的に明示し、学習時間を確保している。たとえば、総合政策学部においては、すべての科目についてのシラバス記載にあたって、授業外学習（予習・復習等）の具体的内容と必要な標準的な時間を全15回にわたり、具体的に記載することをやっている。その確実性を期すべく、専任者に対してはシラバスFDにおいて具体例を提示しながら共通理解を得、非常勤講師には具体例等を含めた説明文を配布し理解を得てもらい、さらにすべての科目の記載についてシラバスチェックを通じてその適切性を確認している。他学部及び各研究科においても同様の取り組みがなされている。（資料4-3-1 総、4-3-2、4-3-3）

- 個々の授業科目の内容及び方法

いずれの学部、研究科においても、学位授与方針に基づく教育課程の編成・実施方針を反映した授業科目を設定したうえで、教務委員会やFD委員会が中心となりそれぞれの授業科目の内容を比較・吟味することで、授業内容の適切性と体系的性を確保している。たとえば、総合政策学部においては、教務委員会における検討に加え、初年次教育の授業内容の適切性を確保するために、その中核をなすプレゼミナールの担当者を中心としたプレゼミ担当者会議が開催され、複数教員が担当する学際演習やキャリア関連科目においては担当者相互の内容の精査がなされ、また、グローバル・キャリア・プログラム（GCP）に関しては担当者による連絡協議会が主体となってその内容を精査している。（資料4-3-4、4-3-5）

学問分野の特色から濃淡は存するが、いずれの学部、研究科においても、講義、演習・実習を適切に組み合わせた授業を実施している。理系分野である医学部及び保健学部においては、必要となる知識や技能を習得するために、また、法令等に従いながら、講義のほか演習・実習が多く配置されている。また、外国語学部においても、外国語運用能力やコミュニケーション能力を効果的に修得するために、少人数による講義や演習・

基準4 教育課程・学習成果

実習が配置されている。これに対し、総合政策学部においては知識習得のための講義科目が中心に構成されてきたが、近時は、演習・卒業研究のほかに、複数教員の担当によるプレゼミナール及び学際演習、効果的な外国語習得のための少人数による語学科目（GCP科目も含め）等の双方向型授業が多く配置され、また、専門科目においてもPBL（問題解決型授業）方式が多く取り入れられている。

各研究科においては、研究者や高度専門職業人としての能力を育成するための教育内容及び教育方法が策定されている。医学研究科では、研究者として自立した研究活動を行うのに必要な研究能力、および将来学術研究の指導者たる資質養成のための基礎臨床共通講義を必修科目とし、研究実行に不可欠な技能を教授するために、「基礎臨床共通講義（医科学研究基礎講座）」を25回以上行っている。保健学研究科では、前期課程及び博士課程いずれにおいても、高度専門職業人としての知識と技術、臨床判断力やマネジメント力を修得するとともに、保健、医療、看護、福祉は、研究においても実践においても連携や協調が必要であること、また、問題解決には広い視野と学際的識見が求められることから、専攻や専門分野を超えた履修を認めながら、少人数授業体制による双方向性の教育、課題に対する学生のプレゼンテーションや集団討論を重視した能動的学修（アクティブ・ラーニング）を導入している。国際協力研究科では、近年、博士前期課程の入学生の大半が留学生であり、日本語力が十分ではない者もいることから、専攻横断的な授業科目としてアカデミックジャパニーズ等の基礎科目が新設されることとなった。（資料4-3-1 医研・保研・国研）

・ 授業科目の位置づけ（必修、選択等）

いずれの学部、研究科においても、学位授与方針に基づく教育課程の編成・実施方針を反映した授業科目を設定し、その趣旨をふまえて必修・選択の割り振り、配当年次の指定等が行われている。国家資格と結びつく医学部及び保健学部においては、法令に従った必修科目の設置のほか、一般教養科目、外国語科目、キャリア科目等を、必修又は選択科目として配置している。外国語学部においては、外国語（英語・中国語）の実践的かつ高度な運用能力の基盤を築くため、学部独自の外国語習得プログラム（Practical English Program, Chinese for International Communication）を用いた「英語」「中国語」を必修科目として配置しているほか、各学科の学位授与方針に基づき、授業科目の必修・選択の割り振り、配当年次の指定等が行われている。総合政策学部においては、学際性、キャリア教育、グローバル教育のために、導入教育としてのプレゼミナール（必修）、学際性の基礎を提供するベーシック科目（7科目中5科目の選択必修）、学際教育の実践である学際演習（4単位必修）、キャリア教育のための「ライフプランニング」「キャリア開発論」「キャリア開発演習」等（24単位必修）、グローバル教育のための「英語Ⅰ～Ⅳ」「選択外国語」（合計12単位必修）のほか、選択したコースの専門知識習得のためにコア科目及び応用科目が配置される。もちろん教養教育のための一般教養科目も必須であり、10単位以上の修得が必要とされる。（資料4-3-1 外）

大学院においては、たとえば医学研究科では、5専攻29専門分野を設け、授業科目が148、その他専攻共通科目として基礎臨床共通講義の2科目を開設され、その内必修単位数は専門分野（主科目）から12単位以上、その他の分野（副科目）も合わせ24単位以上、および基礎臨床共通講義6単位の計30単位以上とされている。（資料4-3-1 医研）

・ 各学位課程にふさわしい教育内容の設定

【学士課程】初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等

【修士課程、博士課程】コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

【学士課程】

いずれの学部においても、学部教育への円滑な導入を図るための導入教育が行われている。たとえば、医学部においては、初年時において、「入門生物」「入門物理」「入門化学」の科目を選択必修とし、高等学校で選択しなかった理科の科目を選択させ、スムーズに大学のカリキュラムに進めるように配慮している。外国語学部においては、自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるように「大学入門Ⅰ・Ⅱ」を必修科目として開設し、また、日本語での自己表現力・情報発信力を高めるため「日本語表現実習Ⅰ・Ⅱ」を必修科目として開設している。総合政策学部においては、少人数クラスの科目「プレゼミナール」（必修科目）では、多様な入学者が自ら学習計画を立て、主体的な学びを実践できるように複数の担任教員が親身に指導する。また、全学部で1年次に開講される「地域と大学」は、地域を取り巻く諸課題に対する問題解決能力や、学際的視座などを養う科目であるが、他学部の学生とグループを組み、視野を広げながら導入教育を受けることができる（資料4-3-1 医・外・総）

さらに、外国語学部及び総合政策学部においては、入学前教育として12月に推薦入試・A0入試合格者のセミナーを実施し、課題学習を義務付けている。また、保健学部も含め、学部が推奨する入学前教育のプログラムの履修を促している。

教養教育と専門教育の配置に関しては、本学の建学の精神である「真・善・美の探究」を反映して、専門科目に偏することなく、特に低学年時において一般教養科目を配置している。たとえば保健学部においては、豊かな人間性を養うための一般教養科目は、人文・社会科学系、自然科学系、言語学系、体育学系で構成し、主に1～2年次に履修できるように科目配当し、また、高い倫理観を持った人材を育成することを目標に生命倫理学を設定している。さらに、各学科で言語学系については国際的視野を持ち活動できる人材の育成を目指し、英語教育に力を入れている。(資料4-3-1 保)

【修士課程、博士課程】

いずれの研究科においても、教育課程編成・実施の方針に基づきコースワークとリサーチワークをバランスよく配置している。たとえば医学研究科では、コースワークは計18単位、リサーチワークは計12単位であり、授業時間数に換算するとほぼ同時間数であることから、コースワークとリサーチワークのバランスに配慮したカリキュラムとなっている。また、国際協力研究科前期課程では修了必要単位である30単位のうち論文指導Ⅰの8単位が必要とされ、同後期課程では授業科目の単位が研究指導科目12単位以上を含む20単位以上が必要とされている。しかも後期課程学生は、研究及び論文作成の進捗状況を在籍期間中原則年度ごとに1回、研究科の教員及び学生の前で、学会発表と同様の形式によって発表を行わなければならないこととされている。(資料4-3-1 医研・国研)

＜ 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施 ＞

いずれの学部、研究科においても、社会的、職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施している。

医学部及び保健学部においては、それぞれが目指す国家資格に必要なカリキュラムが策定されるとともに、当該資格取得者の社会的使命をふまえた自立を図ることができるような科目を配置している。たとえば医学部では、医師としての社会的責任を習得するために、「医療と文化」、医師というプロフェッションを目指す医学生として、あるべき姿を認識かつ自覚させることを目的として「医のプロフェッショナルリズムとキャリア形成」、医師のキャリア教育のために「キャリアデザイン、ワークライフバランス」、グローバルに活躍し得る医師の育成のために「英語・医学英語」の講義などを配置している。(資料4-3-1 医)

総合政策学部及び外国語学部においても、社会的及び職業的自立を図るための科目等が1年次から配置されている。たとえば外国語学部では、1年次から3年次にかけて「大学入門」及び「キャリアデザインⅠ～Ⅵ」が必修科目として配置されている。これからの人生全体と大学での学びをどのように関連付けて大学生活を送るのかを考える「大学入門」での学びをふまえ、ライフプランニング、働くことの意義、就業意識等を学び、そのために大学で何を学ぶのかを自らが見いだすことを目的とした2年次必修科目の「キャリアデザインⅠ」と「キャリアデザインⅡ」、さらに就業と就職活動の準備と実際を学ぶための「キャリアデザインⅢ」「キャリアデザインⅣ」「キャリアデザインⅤ」及び「キャリアデザインⅥ」を3年次必修として開講している。(資料4-3-1 外)

各研究科においては、研究者や高度専門職業人としての能力を育成するための教育内容及び教育方法が策定されている。医学研究科では、「研究者として自立した研究活動を行うのに必要な研究能力、および将来学術研究の指導者たる資質養成の一助とする」ことを目的とした必修講義である基礎臨床共通講義や、研究実行に不可欠な技能を教授するために、「基礎臨床共通講義（医科学研究基礎講座）」が設置され、また、例年特別講義として統計解析セミナーを行い、実際に統計ソフトを使用しながら講義を実施している。保健学研究科前期課程では、保健、医療、看護、福祉領域の高度専門職業人としての知識と技術、臨床判断力やマネジメント力を修得するために少人数授業体制による双方向性の教育、課題に対する学生のプレゼンテーションや集団討論を重視した能動的学修（アクティブ・ラーニング）を導入している。同後期課程でも、専門分野における研究課題発見能力の向上のために学術論文の抄読、プレゼンテーション、クリティカルな討論を積極的に取り入れ、能動的学修（アクティブ・ラーニング）を取り入れた科目を積極的に導入している。国際協力研究科前期課程では、論文指導Ⅲ-1・Ⅲ-2を履修し、海外での調査研究や企業等実習を行った場合に、その内容や時間に応じて、最大4単位まで単位を付与できるようになっている。ただし、在籍学生の多くが留学生であること、日本人学生については社会人が多いということもあり、体系的なキャリア教育や支援は十分ではなく、特に留学生を中心としたキャリア教育及びキャリア支援のあり方を検討する必要がある。(資料4-3-1 医研・保研・国研)

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・ 各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・ シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・ 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

【学士課程】

- ・ 授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・ 適切な履修指導の実施

【修士課程、博士課程】

- ・ 研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

＜ 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ＞

- ・ 各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

学部においては、単位の実質化を図るために、保健学部、総合政策学部では、各学期に履修することができる上限単位数を24単位、外国語学部においては22単位に設定している（資料4-3-1）。また、前学期のGPAが一定数以下の場合の履修登録数の上限引き下げ、一定以上の場合の上限緩和も実施し、単位の実質化を図っている（資料4-3-1）。医学部については、国家試験受験資格を満たす必要があるため、各年度に履修できる単位数の上限を設定していない。しかしながら、学生が規定された教授内容を積極的に習得する態度を持たせるため、6年間の学習過程を見通すためのカリキュラムを低学年に多く配置している（臨床医学入門、病院体験実習、地域と大学、医のプロフェッショナルリズムなど）。また、シラバスに科目毎に授業学習の要点を記載するとともに、準備学習が必須であるPBLチュートリアル、少人数授業などを低学年に配置し、主体的な授業外学習の習慣を促すように工夫している。さらに、一部の講義内容の水平統合も行い、学習内容の重複を減らすとともに、授業外学習時間の確保を進めている。

- ・ シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

医学部及び医学研究科では、「教育の基本方針」「到達目標」「修得すべき能力」「学習内容」「課題や試験に対するフィードバックの方法」「実習課外授業」「準備学習の内容」「復習学習の内容」「成績評価の方法・基準」「学習指導書」等の項目からなるシラバスを作成し、保健学部、総合政策学部、外国語学部、保健学研究科及び国際協力研究科では、「授業概要」「学位授与と科目との関連、および到達目標」「授業形態、計画・内容及び課題に対するフィードバックの方法」「授業外学習（予習・復習等）の具体的内容と必要な標準的な時間」「テキスト・参考書」「成績評価の方法・基準」「科目ナンバリング」等の項目からなるシラバス共通フォームを作成し、いずれも大学ホームページ及び冊子で公表している（資料4-3-1）。シラバスの作成にあたっては、「シラバス作成の手引き」をもとに作成のための研修会（FD）を実施し、授業担当者がシラバス登録システムに入力した後に、シラバス確認担当者（学部より委嘱された委員）が確認事項をチェックし、記載内容が不十分なものについては授業担当者に再入力を求める体制を整えている。このシラバス第三者チェック体制を導入したことにより、ほぼすべてのシラバスで記載事項が網羅されるようになり、学生の計画的で実質的な学修に資するシラバスとなっている（資料4-3-3）。さらに、シラバスと授業内容の整合性を検証するために、各学期末に実施する授業評価アンケートに「授業は概ねシラバスに沿って行われたか」という質問を設け、教務委員会で検証している。アンケート結果からすると、シラバスに沿った授業が概ね展開されているといえる（資料4-4-1）。

- ・ 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

各学部とも、学生の主体的参加を促すための授業内容・方法を積極的に導入している。例えば、保健学部の各学科では、学生の学習を活性化し効果的に教育を行うために次の措置をとっている。

- ① 確かな専門知識や実践的能力を修得するために、医学、医療分野の専門を学んだ上で、演習および実験におけるグループディスカッションを通じて複合的なものの見方、考え方を養うよう指導している。
- ② 学年進行に伴って高度な専門技術を修得し、得られた知識を統合的に理解し、現場の課題を体感するために、学外の病院や施設における「臨床実習」を導入している。「臨床実習」を通じて、臨床現場で求められるチーム医療に必要な態度・技術・知識などを習得させている。また、他職種と接することで、コミュニケーション能力の向上を図る指導をしている。
- ③ チーム医療へ貢献する人材としてのコミュニケーション能力や自己表現力、主体的な問題解決能力を修得するために、能動的学修（アクティブラーニングなど）を積極的に授業に取り入れている。
- ④ 複合的なものの見方・考え方を養い、客観的かつ高い意欲を持って問題解決能力を習得するために卒業研究を導入している。
- ⑤ 国際的な視野を広げるために、グローバル社会での適応能力および国際貢献を考える機会を与えるために海外研修を積極的に導入している。
- ⑥ 各学期終了時に国際的な評価指標である GPA による成績評価法を導入している。GPA 値を学生に知らせることで、学修意欲の向上、履修計画の見通しを立てることに繋げるとともに、単位取得という学修の「量」だけでなく、その「質」の重要性に向き合うように指導している。

各研究科においても同様であり、例えば保健学研究科の授業では、学生の約半数が保健・医療系の社会人学生であることと少人数教育体制のために、教員が一方向的に教授するのではなく、学生に実務経験での問題意識を述べてもらうこと、課題を与えて発表してもらうなどの双方向性の講義を行っている。特に看護学専攻では授業科目のほとんどで、学生が交代でケースや課題をプレゼンテーションする形を取り入れている。また、保健学専攻と看護学専攻の共通科目「専門横断科目」は、多数の専門職教員がオムニバスで多角的に講義しつつ、学生も議論に参加することを重視する科目となっている。さらに研究倫理科目も共通科目として幅広く学生が受講できるようにしている。

【学士課程】

- ・ 授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数

各学部ともに、授業内容及び授業形態に配慮した学生数となるよう配慮している。例えば、外国語学部においては、学生ひとり一人の学力に応じた効果的な教育を行うために、英語・中国語の必修外国語科目は、習熟度別の少人数編成で授業を行っている。習熟度の測定は、入学時に TOEIC-Bridge テストによって行っており、中国語に関しては、初学者が大半を占めるため、英語の習熟度に合わせたクラス編成としている。なお、その他の演習科目・講義科目については、教育効果と授業運営に配慮したクラスサイズとなるよう配慮している。しかし、一部の選択科目において、想定していた以上の履修希望者となり、可能な限りクラスの増設で対応しているが、やむを得ず履修制限等の対応を取らざるを得ない科目も残っているのが現状であり、改善が必要と考えている（資料 4-4-2）。

- ・ 適切な履修指導の実施

各学部ともに、各学年、各学期開始時期にオリエンテーション期間を設定し、教務委員と教務課職員が中心となって履修指導を行っている。特に新入生に対しては、他の学科教員も協力し、単位制という制度、必修科目・選択必修科目・選択科目の違い、シラバスの見方などを、「履修案内」「シラバス」「時間割表」を参照しながら説明し、時間割作成に際して適切な助言を与えている。また、学生には履修モデルを提示し、それぞれの履修登録を適切に行えるようサポートしている。さらに、外国語学部では、全教員が「アカデミックアドバイザー」として、各々に割り振られた学生ひとり一人に対して、個々人の状況に応じたきめ細やかな学修指導を徹底するために、学期ごとに個別面談を行っている。特に 2 セメスター以降は、単位の取得状況および GPA が一定の基準を満たさない学生に関してのアカデミックアドバイスの主眼は、早期に学修の立て直しができることに置かれている（資料 4-4-3、4-3-1・外 P73～78）

【修士課程、博士課程】

- 研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施
各研究科ともに、学位課程ごとに、研究指導の内容と方法、さらに研究指導のスケジュールをあらかじめ学生に明示している。また、それに基づいて研究指導を実施している。例えば、保健学研究科では、教員の指導充実を促すために、指導教員が担当学生の研究教育指導計画書を作成し、学生と保健学研究科大学院委員会が共有することを義務付けている。これにより、研究指導および論文作成指導の予定と進捗状況を3者が確認できるようになっている（資料4-4-4）

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- 既修得単位の適切な認定
- 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- 卒業・修了要件の明示

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- 適切な学位授与

< 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 >

- 単位制度の趣旨に基づく単位認定
大学学則25条、大学院学則24条に規定されるように、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単位の計算がなされている。単位の実質化を担保するために、1単位45時間の学習時間が確実に維持できるよう配慮するとともに、学年暦の編成にあたっては、すべての授業において授業回数15回を確保し、休講等が生じた場合には補講によって填補することとしている。たとえば外国語学部では、休講等が生じた場合には、授業担当者には補講の実施を徹底するよう求めており、教務課が補講日の設定を行い、ポータルサイトを通じて学生に速やかに連絡することになっている。
単位認定は、学位授与方針に基づく教育課程の編成をふまえた科目の位置づけにふさわしい達成目標が得られているかをふまえながら、シラバスに明示した適切な方法によって評価と単位認定を行うことで、単位制度の趣旨に基づく単位認定が行われている。（資料4-3-1）

- 既修得単位の適切な認定
大学学則27条の2乃至27条の4及び28条において、教育上有益と認めるときは、学生が入学前に修得した単位及び学生が本学以外の教育機関等において取得した単位の認定を60単位を超えない範囲で認めている。単位の認定は、単位制度の趣旨をふまえ、予習・復習時間等を含めた学習時間の確保をもとに教務委員会において審議した後、教授会に諮っている。
多様な学び方や資格の積極的な取得を推奨する観点から、たとえば保健学部では、TOEIC、TOEFL、実用英語技能検定試験を受験した学生に対して、スコアに応じて外国語科目の単位認定を行い、日本赤十字社あるいは消防署の救命救助に関する講習会を受講済みの場合、救命救助法の実習の履修を免除している（救急救命学科を除く）。また、各学部でアドバンスト・プレイスメント等による修得単位の認定もなされている。（資料4-3-1保）
各研究科では、大学院学則22条に基づき、他大学の大学院等で授業科目を履修した際の単位認定が10単位を上限として認められている。

- 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

大学学則 27 条、大学院学則 23 条に基づき、評価は 100 点満点で、S は 90 点以上、A は 80 ～ 89 点、B は 70 ～ 79 点、C は 60 ～ 69 点、D は 0 ～ 59 点である。S、A、B、C、を合格とし、D 及び出席不良である E を不合格として評価し、その旨を「履修案内」に明記している。また、評価方法については各科目シラバスの「評価方法」欄で学生に明示しており、それに基づいて評価結果を上記の S ～ E の判定基準にあてはめている。また、学生の学業成績を総合的に判断する指標として、各学期終了時に国際的な評価指標である GPA による評価法を取り入れている。(資料 4-3-1)

客観性、厳格性を担保するために、たとえば医学部では、知識、技能及び態度に対して適切な評価を行うべく、評価方法等を表等で示しながら提示している。(資料 4-3-1 医) さらに、医学教育センターの試験室(出題者以外の教員を含む)において、試験問題の内容向上を図っており、たとえば、各問題の正解率と識別指数を算出し、一定の基準を下回った問題については、問題削除などの対応を取っている。また、総合政策学部では、成績の評価結果に疑問を抱いた学生が、各セメスター終了後に設けられた「問い合わせ受付期間」内に所定の用紙を提出することで、成績評価の根拠を確認することができることとしている。

- 卒業・修了要件の明示

各学部の卒業の要件は、学則 39 条に明示され、「履修案内」で明示するとともに、学期始めのオリエンテーションを通して学生に周知している。各研究科の修了の要件は、前期課程については大学院学則 26 条、博士課程については 26 条の 2 に明示され、「履修案内」「シラバス」等で明示するとともに、学期始めのオリエンテーションを通して学生に周知している。(資料 4-3-1)

< 学位授与を適切に行うための措置 >

- 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示

いずれの研究科においても、大学院学則 27 条及び 27 条の 2 に基づき、学位論文審査基準が明定され、「履修案内」「シラバス」等で明示されている。たとえば医学研究科では、9 項目の審査基準が定められ、これらの審査基準についてそれぞれ 5 段階評価(1 ～ 5)にて評価を行い、すべて 3 以上の評価を得ることを合格の条件としている。また、保健学研究科でも、博士及び修士のいずれについても、審査項目を明示したうえで、各審査項目すべてにつき 4 段階(A ～ D)で判定し、C、D と判定された部分については修正を要求し、すべての項目が A 又は B の判定となることが必要とされる。(資料 4-3-1)

- 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

上記のように明定された基準のもと、学位申請から授与までの手続等が策定されている(例えば医学研究科では、その過程を図示し、大学院要項に記載している)。最終的には研究科委員会において審議・議決され、学長が承認することによって学位が授与される。

学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するため、学位論文の審査は、研究科委員会によって選出された 3 人以上からなる審査委員で行われ、特に博士論文審査は外部委員を加えることにより、客観性及び厳格性を確保している。たとえば保健学研究科では、修士論文は通常 3 名、博士論文が 1 名の外部委員(関連分野の他大学・大学院、研究所の教授等)を含む 4 名の審査委員によって審査を行い、審査の透明性・客観性を高めるために、指導教員は審査委員から除かれている。

いずれの研究科においても、修士・博士の学位審査に際しては、客観性及び厳格性を確保するため、審査委員以外の教職員・大学院生等に公開して行われる公开发表等が義務付けられている。なお保健学研究科では、博士論文は学位授与日から 1 年以内に学位論文の主要部分を査読制度のある学術雑誌に公表することを義務付け、授与基準を客観性・厳格性を担保している。

- 学位授与に係る責任体制及び手続の明示

いずれの学部・研究科においても、建学の精神及び学部・研究科の理念・目標等をふまえて学位授与の方針を定め、大学ホームページや履修案内等を通じて公表している。この学位授与方針のもと、大学学則 39 条に各学部の卒業要件を、大学院学則 26 条及び 26 条の 2 に前期課程及び博士課程の修了要件を定め、さらに学修規程・履修規程がその細目を定めている。これらの事項は、履修案内やシラバス等を通じ学生に周知している。

学位の授与に関しては、上記の要件を充たした者に対し、教務委員会、教授会・研究科委員会の議を経て、

基準 4 教育課程・学習成果

学長が卒業・修了を認定している。当該手続についても、学修規程・履修規程等に明示されている（大学院の学位授与の手続等は上記参照）。（資料 4-3-1）

・適切な学位授与

以上のように、いずれの学部・研究科においても、学位授与の審査及び判定基準等は厳格かつ明確であり、判定過程の透明性も確保されており、卒業及び修了認定は適切に行われている。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点 2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリック を活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

< 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定 >

いずれの学部・研究科においても、学習成果を測定するための指標を定め、教育課程編成・実施の方針に明示している。

たとえば、外国語学部では、以下のように定めている。

(3) 成果の測定

(3-1) 各学期終了時に国際的な成績評価指標である GPA で評価する。

(3-2) 外国語の運用能力を高めるため、学年ごとに目標を設定し、その達成度を検証するための共通テストを実施する。

(3-3) 入学時基礎学力測定、大学 IR コンソーシアム「学生共通調査」及びルーブリックを用いて学士課程全体の成果を測定する。」（資料 4-3-1 外）

医学研究科では、共通講義では毎回受講者へのアンケート調査を実施し、講義の理解度を把握している。

保健学研究科（前期・後期課程）では、入学時と修了時に調査を実施し（資料 4-3-1 保研、4-6-1）、修了時の調査票において、①大学院での授業、研究指導、研究発表会、教育環境等に対する満足度 ②入学時に想定していた修得目標の達成度 ③大学院での学びや研究の職務への活用性が確認されている。また、学生が研究の途中経過を報告する会を年 2 回設け、分野の特性に応じた学習の成果が表れているかを測る機会となっている。

いずれの学部・研究科においても、独立したアセスメントポリシーが策定されていないため、今後は、学習成果を把握及び評価するための方法の開発と併せて、同ポリシーの策定が課題といえよう。

< 学習成果を把握及び評価するための方法の開発 >

いずれの学部・研究科においても、各学期終了時に、国際的な成績評価指標である GPA で評価を行い、活用している。ただし、その活用方法に関しては学部間等により異なり（総合政策学部は FD での活用、外国語学部では平均値の活用等）、今後統一的な活用方法の必要性や方法が検討されるべきであろう。

いずれの学部においても、入学時と卒業時の 2 回にわたって、教育課程が達成した成果に関する学生自己評価調査を行い、学習成果を把握及び評価に活用されている。（資料 4-6-2）

各学部特有の評価測定に関しては以下のとおりである。医学部及び保健学部においては、各学科に結びつく国家試験の合格率が学習成果の把握及び評価の方法といえよう。加えて、医学部では、Computer Based Testing (CBT) や Objective Structured Clinical Examination (OSCE) 等の客観的な評価方法とともに、直近の講義で扱った内容の一部から出題する「月例テスト」等を活用しながら、学習成果を把握及び評価がなされている。また、外国語学部では、TOIEC 等の外部検定試験により外国語運用能力の達成度が評価できる。また、「グローバル・ルーブリック」（「文部科学省 グローバル人材育成推進事業・現 経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」

との連動)の運用がなされている。社会科学全般を対象とする総合政策学部では、学習成果を把握及び評価するための汎用的な国家試験や資格試験がなく、客観的な把握及び評価のための方法の模索がなされてきたが、現在、入学時と1年次終了時にTOEIC Bridge Testを、入学時と3年次にGPSテスト(GPS-Academic)を実施し、客観的な観点からの成果測定を行なっている。今後は、全学的にルーブリックを活用した測定や、就職後の成果測定の方法等が課題である。

大学 IR コンソーシアム「学生共通調査」を実施し、その結果分析を学習成果の測定に用いている。また、卒業認定・学位授与の方針に掲げた修得すべき能力のうち、各授業で明示した能力がどのくらい修得できたかを、学生による授業評価アンケートで調査することを、2019年度より導入する予定である(実施済み)。

医学部では、付属病院に勤務する本学医学部卒業後5年以内の医師に対してアンケートを実施し、教育全般に対する意見を聴取している。保健学部、総合政策学部及び外国語学部では、就職先への意見聴取に関し、毎年企業と教職員とのキャリア支援交換会を開催し、卒業生の入社後の状況や学部における教育内容への要望などを聞いて状況把握などを行っている。(資料4-6-3)

保健学研究科(前期・後期課程)では、医療職や教育職として就職している修了生が大学院で学んだ学習や研究が、修了後にどのように活かされているかといった評価を実施できるよう、修了生のデータベースを2014(平成26)年度に構築し、継続した修了生の活動状況の把握を行っている。

**点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

・ 学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

< 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 >

・ 学習成果の測定結果の適切な活用

いずれの学部・研究科においても、各種テストやアンケート等の適切な根拠(資料、情報)に基づき、教務委員会が主体となって、FD(FD委員会を主導とする)なども活用しながら、点検・評価を行っている。杏林大学自己点検・評価規程に基づき、自己点検評価が行われているが、たとえば保健学部では、学部内自己点検評価ワーキンググループを組織し、それが中心となって自己点検評価を行っている。加えて、各学部や研究科はそれぞれ独自の点検・評価のための手法を策定している。

医学部では、入学時の成績、各科目の成績および出席率、共用試験(CBTやOSCE)の成績、卒業時の成績、国家試験合格の状況などのデータを医学部IR室で定期的に収集・分析を行い、教務委員会に報告している。さらに、2018年度に医学教育専門家を含む学外有識者や学生代表の参画を得て教育評価委員会が設置され、カリキュラム全般に関する評価を行う体制が構築された。(資料4-7-1)また、総合政策学部及び外国語学部では、複数の教員が担当する科目において、担当者間で授業内容、方法、学習成果の検証を定期的に行っている。総合政策学部では、「プレゼミナール」に関し初年次教育の教育効果を高めるために学期ごとにプレゼミ担当者会議を開催し、また、学際教育の基礎となる1年次の「ベーシック科目」については、各科目間の平準化を図るべく、担当者会議で授業方針、成績評価等検討する会議を年度初めに開催している。さらには、総合政策学部では、毎学期行う科目別の授業評価アンケートに基づき、FD委員会のイニシアティブのもと、「ピア・オブザーブ制度」を導入している。同制度は、学生からの授業評価が著しく低い状況が複数セメスターにわたり継続した場合、担当教員とピア・オブザーバー(学部内の他の教員複数名)とが協力して授業方法を改善し、学部が提供する教育の質を組織的に向上させることを目的としたものである。(資料4-7-2)

< 点検・評価結果に基づく改善・向上 >

いずれの学部・研究科においても、教務委員会及びFD委員会を中心となって上記のような点検・評価をもとに、改善・向上に向け、その結果を次の自己点検・評価報告書で報告している。これに基づき、外部評価委員会や学部長会議での議論を基に、学長から改善・向上の指示がある場合もある。たとえば、いずれの学部・研究科につ

基準4 教育課程・学習成果

いても卒業認定・学位授与の方針に掲げた修得すべき能力のうち、各授業で明示した能力がどのくらいの修得できたかを、学生による授業評価アンケートで調査することを、2019（令和元）年度より導入することになったこと等である。

保健学研究科（前期・後期課程）では、学生が研究の途中経過を報告する会が年2回開催されるが、この報告会には指導教授も必ず出席し、他の教員の研究に関する意見を聞く機会になっており、いわばピアレビュー的側面もあり、教員の研究指導力の向上に役立っている。また、教育内容・方法等の改善・向上のためにシラバスの第三者点検を行っているが、この点検を有効に機能させるために、検証作業は大学院教務委員会のほか、事務職員をも加えた「保健学研究科における検証システム」として実施している。（資料4-7-3）

（2）長所・特色

医学部では、2018年度から医学部IR室が開設され、データのより詳しい解析が可能となった。これを活用し、学修成果を総合的に収集し分析していく体制を整え、進級判定においても、過去の経時的なデータに遡って評価する体制が整い、データに基づいた合理的な判断ができています。また、医学教育センターと教育評価委員会の設置により、定期的かつ系統的に、カリキュラムモデルとカリキュラムの構造・構成や教育期間および必修・選択教育内容等の主な構成要素を評価する仕組みが整った。特に2018年に設置された教育評価委員会は医学教育専門家を含む学外有識者や学生代表が参画するものであり、客観的かつ多角的な分析が期待できる。医学部以外の各学部や各研究科も、全学的な組織として設置されたIR推進室による客観的かつ詳細なデータ分析を活用することが望まれる。

医学部及び保健学部における国家試験の合格率の高さは、教育課程及び教育方法の適正性を物語るものといえる。特に医学部では、第113回医師国家試験（2018年度）において、新卒者では全国医大80校中10位、私立医大29校中5位、全体（既卒者含）では全国医大中8位、私立医大中5位（昨年は新卒者：全国医大中6位、私立医大中5位、全体（既卒者含）：全国医大中7位、私立医大中6位）という高い合格率となっている。

全学部合同で1年次に開講される「地域と大学」は、地域を取り巻く諸課題に対する問題解決能力や、学際的視座などを養う科目であるが、他学部の学生とグループを組み、文系・理系の垣根を越えて視野を広げながら導入教育を受けることができる。

（3）問題点

特に、文系学部である総合政策学部及び外国語学部における学習成果測定の充実が望まれる。明確なアセスメントポリシーを策定、複数の客観的な学習成果の測定の方法の確立が課題である。

井の頭キャンパスでの合同科目（3学部又は2学部合同）を中心とした講義科目の1授業あたりの学生数に関する改善が課題である。一般教養科目を中心に大教室での200名近くの授業が複数存在するのが実情であり、効果的な学習のためには、クラス数を増やすなどの対処が求められる。

（4）まとめ

「真・善・美の探究」という建学の精神のもと、杏林大学・杏林大学大学院の理念・目的を定め、さらに各学部・研究科の理念・目的及び教育目標を定め、それに基づき各学部各学科・各研究科各専攻の学位授与の方針が策定されている。そして、学位授与の方針に掲げる知識・技能などを修得させるために、学位授与の方針に関連した各学部各学科・各研究科各専攻の教育課程の編成・実施方針が定められ、各学部各学科・各研究科各専攻のカリキュラムが策定されている。学位授与の方針及び教育課程の編成・実施方針は大学ホームページや履修案内・シラバス等を通じて公表され、また、その適切性については、教務委員会が定期的に検証を行い、最終的には教授会が承認している。

学位授与の方針に掲げる能力の修得のために、初年次教育から卒業・修了認定、学位取得に向け、各学部各学科・各研究科各専攻において、学年進行と共に理解の深まるように授業科目が体系的かつ順次的に配置され、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業が実施されている。この体系性及び順次性を可視化するために、科目には科目ナンバリングを行い、履修ガイダンス等で学生へ周知し、学生が主体的、計画的に学習できるよう配慮している。単位制度の趣旨に沿った単位の設定を行うとともに、単位制度の実質化を図るため、履修可能上限単位を適切に設定している（CAP制）。

学士課程においては、学士課程へのスムーズな移行のための初年次教育がなされ、各学部各学科において授業

科目の設定と教育方法の整備がなされている。また、授業科目の設定にあたっては、建学の精神をふまえ、専門教育に偏することなく教養教育とのバランスのとれた設定がなされている。さらに、早い段階からの職業的自立を意識させるべく、初年次からキャリア関連科目が設定されている。修士・博士課程においては、いずれの研究科でも、教育課程編成・実施の方針に基づきコースワークとリサーチワークをバランスよく配置している。

シラバスには、授業概要、学位授与方針の関連・到達目標、授業計画、授業外学習（予習・復習等）の具体的な内容と必要な標準的な時間、成績評価の方法・基準等が記載され、その内容が学生に周知され、その適正性を確保するため、シラバス作成のためのFD等が実施されるとともに、各学部・研究科独自の第三者チェック等が行われている。成績評価は、学則及び学修規程・履修規程に基づき、シラバスに明記した評価項目・基準で厳格に行なわれている。成績評価の客観性、厳格性を担保するために、医学部等が実施する検証作業は他の学部が参考にすべきと思われ、また、GPA制度の実効性を確保するためには各評価基準の分布・割合等についての基準等の策定といった点もふまえ、検討すべき点も少なからず存する。

修士・博士課程における学位授与に関しては、各研究科において、審査基準及び手続き等が明確かつ厳格に定められ、その審査においては独立した第三者等を加え客観視・厳格性が確保されている。

学習成果の測定に関しては、いずれの学部・研究科においても、各学期終了時に、国際的な成績評価指標であるGPAで評価し、また、各種学生調査等を通じて、学習成果を把握及び評価を行う。医学部及び保健学部においては、各学科に結びつく国家試験の合格率が有力な学習成果の把握及び評価の方法であり、それを活用することで効果的な教育課程の編成や教育方法の改善が検討できる。これに対し、総合政策学部及び外国語学部においては、上記のような国家試験等がなく、(3)問題点で指摘したように、学習成果を把握及び評価するための方法が模索されている。定評のある外部テスト等も活用しながら把握がなされているが、明確なアセスメントポリシーを策定、複数の客観的な学習成果の測定の方法の確立が課題である。

いずれの学部・研究科においても、教育課程及びその内容、方法の適切性について、教務委員会やFD委員会を中心となり定期的に点検・評価を行い、その結果を次の自己点検・評価報告書で報告している。これに基づき、外部評価委員会や学部長会議で検証がなされている。

基準 5 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点 2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・ 入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・ 入学希望者に求める水準等の判定方法

< 学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表 >

学生の受け入れ方針に関しては、学部・学科・研究科ごとにアドミッション・ポリシーを定め、大学ウェブサイトや「学生募集要項」及び「入試 Information」などに掲載して受験生に広く公表している（資料 2-3-1【ウェブ】、5-1-1～5-1-3）。特に、総合政策学部及び外国語学部では大学ウェブサイトや「学生募集要項」ばかりでなく、独自にリーフレットを作成し学生の受け入れ方針等を明示している（資料 5-1-4、5-1-5）。なお、この方針はディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーと密接に関連するように、整合性に十分な配慮を払って策定されている。

< 学生の受け入れ方針の設定 >

各学部・各研究科のアドミッション・ポリシーに、学力の 3 要素である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を含めた規定を定めることにより、入学希望者が入学前に習得しておくべき学習歴、学力水準及び能力等を予め認識してもらうようにしている。

入学希望者に求める学力水準及び能力等の判定については、まず、入学者選抜試験において試験科目及びその出題範囲を「学生募集要項」に具体的に明示することによって、入学者選抜試験の出願資格として受験生の満たすべき要件を確認してもらう。出題資格を満たした入学希望者に対しては、入学者試験選抜ごとに求める学力水準及び能力等の判定方法を設定している（資料 5-1-1、5-1-2）。

なお、入学希望者の学力の 3 要素については、評価方法が多面的に行われることから、本学においても多面化する入学者選抜試験の方式に合わせ、アドミッション・ポリシーの見直しを随時行っている。

たとえば、医学部医学科の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は以下のとおり。

【学生の受け入れ方針（医学部医学科）】

医学部医学科は、本学科の理念・目的を理解し、その達成に真摯に取り組む意欲ある人材を求めている。具体的には、次のような資質をもつ学生を求めている。

(1) 求める学生像、資質

- (1-1) 生涯を通じて医師として他人のため、社会のために奉仕する強い意欲をもつ人
- (1-2) 生命の尊厳を尊ぶ心をもつとともに、高い倫理観と豊かな人間性を備えた人
- (1-3) 協調性と高いコミュニケーション能力をもち、周囲の人と良好な関係を築ける人
- (1-4) 柔軟な思考力と知的探究心をもち、生涯を通じて医学の修得・研鑽に熱意をもって取り組める人

(2) 求める学習成果

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）および「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力を備えた人を求める。

- (2-1) 入学後の修学に必要な基礎学力としての知識や実技能力を有している。（知識・理解・実技能力）
 - ・ 高等学校で履修する数学、理科、英語などについて、内容を理解し、高等学校卒業相当の知識を有している。
 - ・ 基本的な英語力および日本語運用力と表現力を身につけている。
- (2-2) 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて物事を多面的かつ論理的に考察することができる。（思考力・判断力）
- (2-3) 自分の考えを的確に表現し、伝えることができる。（表現力）
- (2-4) 教育、人間、自然、文化などにかかわる諸問題に深い関心を持ち、社会に積極的に貢献する意欲がある。（関心・意欲）

(2-5) 積極的に他者とのかわり、多様な人々との対話を通して相互理解に努めようとする態度を有している。
(態度・主体性・多様性・協働性)

(3) 入学者選抜の基本方針

本学科の教育理念・目標に合致した学生を選抜するために、以下のとおり入学者選抜を実施する。

(3-1) A0 入試

志望理由書、推薦書、面接の内容、小論文、調査書および基礎学力の状況を総合して入学の適性を評価する。

(3-2) 一般入試

一般入試試験（数学、理科、英語）の成績、小論文、面接、調査書の内容を総合して評価する。

(3-3) センター試験利用入試

センター試験（数学、理科、英語）の成績、小論文、面接、調査書の内容を総合して評価する。

(3-4) 外国人留学生入試

一般入試と同一の選抜方法、選抜基準により評価する。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

<学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定>

各学部の学生受け入れ方針に基づく学生募集方法の情報提供に関しては、入学センター及び入試実施委員会が主体となり、受験広報誌や大学ウェブサイトへの掲載、オープンキャンパス・学園祭等の進学イベント開催などで実施している（資料5-1-1, 5-1-2, 5-2-1【ウェブ】）。総合政策学部と外国語学部では、加えて学部リーフレットやダイレクトメールを、高校進路指導教員や受験生、その保護者へと送付している（資料5-1-4, 5-1-5）。また、年間を通じて関東近県の高校教員を大学キャンパスに招待し、学部と入学者選抜試験方法の説明、教員との面談、ならびに大学キャンパス内の見学等を実施している（資料5-2-1）。さらに、大学事務職員の協力を得て、関東を中心とした高等学校への訪問の際にも、各学部の情報提供を進路指導教員に対して行っている。入学者選抜試験では、アドミッション・ポリシーに基づき実践的問題解決能力の基礎を修め、社会の多様な問題解決に意欲を有する人材の確保を目的とした多様な入試形態で実施している。さらに、一般入試・センター試験利用入試では、多日程または科目組み合わせ可能な自由度の高い入学者選抜試験も実施している（資料5-1-1, 5-1-2）。

一方、各研究科の学生受け入れ方針に基づく学生募集のための広報活動は、学内におけるガイダンス等で入学者選抜試験の説明会を開催すると共に、学外からの入学希望者に対しては、主に大学ウェブサイト上に求める学生像や入学者選抜試験に関する情報提供を行っている。医学研究科においては、各専任教授宛に当該年度の「学生募集要項」を配布し、各教室に所属する若手の教員にも研究科への進学を呼びかけている。加えて保健学研究科では、保健学部のオープンキャンパスの際に大学院進学希望者に対する個別相談会も実施している。本学研究科では Semester 制を取り入れており、入学時期も受験時に春学期（4月入学）・秋学期（5月入学）のいずれかを選択出来るようにして、多様な学生の受け入れに努めている（資料5-1-1）。

<入学者選抜実施のための体制の適切な整備>

各学部における入学者選抜試験のための整備体制については、学長を本部長、学部長を入試実施本部長とした組織を組むことにより適切に実施され、かつ責任体制も明確化している。また、入学者選抜試験の実施方針や実施方法についても、学長を中心とした大学が主導で行い、入学試験委員会及び運営審議会において審議・決定する体制を整えている。入学者選抜試験の合否判定は、入学試験審議委員会、並びに入学試験委員会において正規合格者案を作成し、教授会で了解を得た後に学長に報告し、最終的には大学ウェブサイト及び大学キャンパス内

基準 5 学生の受け入れ

で合格者の公表を行っている（資料 5-2-2、5-2-3）。なお、正規合格者が入学を辞退した場合は、正規合格者数から過去の入学率を勘案し補欠合格者を決定している。入学者選抜試験問題については、作問・採点とも委員非公開のもと機密性の高い環境下で実施している。

一方、各研究科における入学者選抜試験のための整備体制については、学長・研究科長を中心とした大学院運営委員会で入学者選抜試験の実施方針や実施方法が決定される。入学者選抜試験の実施については、筆記試験と面接試験の評価をもとに入学試験審議委員会で審議後、機密性の高い環境下のもと研究科委員会で審議・合否判定を行い、透明性と公平性を確保している。入学者選抜試験問題の作成・採点に関しても、学部同様、委員非公開のもと機密性の高い環境下で実施している。その後、合否判定結果を速やかに学長に報告し、大学キャンパス内で合格者の発表を行っている。

<公正な入学者選抜の実施>

各学部では、公正かつ適切な入学者選抜試験を実施するために、入学者選抜試験方式、募集人数及び出願資格等は「杏林大学学生募集要項」や「入試 Information」、並びに大学ウェブサイト等に公表し受験生に広く告知しており、さらに「入試 Information」では志願者数、受験者数、合格最低点及び実倍率を公表し、透明性を高めている（資料 5-1-1、5-1-2【ウェブ】）。ただし、医学部においては、一次試験の試験成績（得点と順位）のみ開示している。また、入学希望者への合理的な配慮については、障害のある受験生に対しても公正に実施している。具体的には、受験生が受験上の配慮に関する申請を行うことにより、入学希望者本人及び保護者、あるいは高校教員等との打ち合わせを重ねながら、試験問題や試験時間、試験室や座席、付添者の同伴、試験会場への乗用車での入構等について詳細に確認し、受験生の状態に応じて適切な試験が実施できるよう十分に配慮している（資料 5-1-1、5-2-1【ウェブ】）。当然ながら、入学後における修学上の配慮についての情報も提供できるようにしている。

一方、各研究科においても、公正な入学者選抜試験を実施するために、入学者選抜試験の問題作成と採点委員は非公開で行っている。問題作成と採点の実施に関しては細心の注意を払い、機密性の高い環境下で行っている。面接試験には公平性の確保をしつつ、及び研究者になるための研究能力と倫理観を評価できるように実施している。社会人特別選抜の対象者の受験手続きに関しては、出願前に資格確認申請を行い、大学院運営委員会で審査している。入学を希望する受験生への合理的配慮に関しては、各研究科ではセメスター制を採用しているため、入学者選抜試験は博士前期課程・博士後期課程ともに毎年 8 月と 2 月の 2 回実施している。入学時期については、春学期（4 月入学）及び秋学期（9 月入学）のいずれかが選択できるように配慮している。学部同様、障害のある受験生に対しては、障害の特性に応じた受験上の配慮を最大限行うものとしている。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<学士課程>

- ・ 入学定員に対する入学者数比率
- ・ 編入学定員に対する編入学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<修士課程、博士課程、専門職学位課程>

- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率

< 学部・研究科における入学定員及び収容定員等について >

近年、各学部では志願者数・競争倍率が継続的に高い水準にあることから、入学者数・在籍学生数が入学定員・収容定員と大幅に乖離することがないように、入学試験審議委員会及び教授会において合否判定を厳密に行っている。また、毎年度の学生定員及び在籍学生数を、大学ウェブサイトで公開することにより社会に広く公表している（資料 2-4-1【ウェブ】）。

全学部における、2018年5月1日現在の入学定員に対する入学者数比率は1.05である。学部別では、医学部1.00、保健学部1.04、総合政策学部1.01、外国語学部1.14である。また、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は全学部で1.08となるが、学部別では、医学部1.00、保健学部1.12、総合政策学部1.05、外国語学部1.10で、適性に管理されている。一方、2018年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は全学部で1.08となるが、学部別では、医学部1.03、保健学部1.09、総合政策学部1.09、外国語学部1.07である。また、過去5年間の収容定員に対する在学者数比率の平均は全学部で1.06となるが、学部別では、医学部1.03、保健学部1.12、総合政策学部0.96、外国語学部1.05で、適性に管理されている。ただし、2018年度の編入学定員に対する編入学生数比率は、総合政策学部で0.25、外国語学部で0.29と、編入学者が少ない状況で今後改善が必要である。本学では全ての学部において、成績不良者や健康問題による留年者に対しては、担任教員などによる面談によりこれ以上の留年とならないように支援している。

一方、各研究科における2018年度の収容定員充足率は、医学研究科0.47、保健学研究科0.61、国際協力研究科0.50である。また、過去5年間の収容定員充足率の平均は、医学研究科0.48、保健学研究科0.60、国際協力研究科0.66である。入学定員充足率及び収容定員充足率の推移に関して、医学研究科ではかつて充足率の低迷が続いていたことから、社会人入学生に対して特別措置を施すと同時に、初期研修2年目の研修医にも門戸を開き積極的に学生の受け入れを行っている。医学研究科同様、保健学研究科では看護学専攻の伸び率が鈍っている。また、国際協力研究においても入学定員充足率及び収容定員充足率の伸び悩みが最大の課題であり、今後、全研究科において受験者層である社会人や外国人留学生などの志願者確保のための改善が必要である。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料・情報）に基づく点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

< 適切な根拠（資料・情報）に基づく点検・評価 >

学部における学生受け入れの適切性については、各年度の入学者選抜試験がすべて終了した時点で、入試審議委員会において当該年度の入学者選抜試験結果に基づく点検・評価を行って、入学者選抜試験方法の妥当性を検討し、さらに学力・能力の高い受験生を確保できるよう次年度の入試概要の作成を行っている。また、各入学者選抜試験で入学した在学生の成績追跡、大学院進学調査、退学率及び留年率の調査も行っている（2-4-1【ウェブ】）。さらに、入学者選抜試験ごとの志願者数、合格者数、入学手続き率等の入試結果データに加えて、オープンキャンパスへの参加者数、同アンケート結果などの調査結果を基に、入学センターが事務局となる入試調整委員会において、入学者選抜試験の方式、実行に関する点検・評価を調整したうえで、全学的な入学試験委員会で更なる検証を行い、募集人員の適性配分や試験科目の見直しなど次年度の入学試験の企画に反映させている（資料5-3-1）。医学部では、2018年度より外部有識者を含む教育評価委員会において、入学試験制度について意見を求める体制を整備した。また、IR室主体で、入学者選抜試験方式の違いや学力試験の成績と入学後の学修成果との関連性についても検討を行っている。

一方、研究科における学生受け入れの適切性については、入学者選抜試験終了後（春学期・秋学期）に、研究科委員会において入学者受け入れ方針に基づき公正かつ適性に実施されていたかを点検・評価している。また、社会人特別選抜の受験生に関しては、毎回在職（在籍）証明書を提出させ、有職者であることを確認してから受験許可の可否を行っている。

< 点検・評価結果に基づく改善・向上 >

学部における点検・評価結果に基づく改善・向上については、入学直後に入学生に対してアンケートを実施し、これらの結果と前述した各種調査結果に基づき、次年度以降の入学者選抜試験方針及び方法の見直しを入学試験審議委員会において行い、最終的に教授会で検証・決定に至っている。また、入学者数が確定した後は、入学者選抜試験結果を学部長会議及び運営審議会で報告し、全学的に情報を共有している（資料5-3-2）。さらに、この入学者選抜試験結果を自己点検・評価報告書で報告し、外部評価委員会及び学部長会議での検討結果を受けて、

改善・向上に取り組み質の保証に繋げている。具体的には、2018年度より医学部と保健学部では、求める学生像及び資質に合致した学生を選抜するために、A0入試を導入した（資料5-3-3, 5-3-4）。加えて、医学部においては、より多彩な能力を持つ学生を獲得するために、一般入試後期試験を3月に実施した（資料5-3-3）。

一方、研究科における点検・評価結果に基づく改善・向上については、入学生・在学生にアンケート調査を行い、学生のニーズや満足度を定期的にモニタリングして学生の受け入れに関して縦断的に検証を行っている（資料5-3-5）。この結果は、研究科委員会で公表し学生受け入れの改善に一助を担っている。また、入学者の定員や学力の適正度については、研究科委員会において募集要項の提示という形式で審議され定期的に検証されている。さらに、医学研究科では充足率向上を目指し、カリキュラムや専攻制の見直しなどを継続的に実施している。

(2) 長所・特色

2017年度までの志願者数は、全ての学部において増加傾向を示していたが、2018年度では保健学部の志願者数が大きく減少し、それに伴い大学全体の志願者数も減少した（資料5-2-1）。ただし、全体的には志願者数を高い水準で確保しつつ、適正な定員管理を実施している（資料5-2-3）。志願者数を高い水準に保つことが出来ている一因として、入学希望者に受験しやすい環境を提供するために、入学者選抜試験においては可能な限り受験情報を開示している。具体的には、「入試 Information」では学部学科別に志願者数、受験者数、正規合格者数、倍率及び合格最低点を公表している（資料5-1-2）。また、医学部では、IR室主体で入学者選抜試験の適切性などについての分析が継続的に行われており、加えて全教職員に対して学生の受け入れを始め、アドミッション・ポリシーなどの適切性についての意見を求める体制が整えられている。さらに、医学部を除く3学部で実施されている一般入試では、複数回の受験を可能とするための受験料割引制度を設けるなど、受験生への予算的な負担も軽減している（資料5-1-1, 5-1-2）。加えて、全ての入学者選抜試験において、Web出願化することによって受験生の利便性の向上にも努めている。

一方、研究科では Semester 制を導入しているので、受験時に春学期（4月）または秋学期（9月）での入学を選択することが可能である（資料5-1-1）。これは、社会人の入学希望者にとっては職場への負担が減るばかりでなく、入学金・授業料を賞与で充当できるメリットがあり、経済的な側面での計画が立てやすいと非常に好評である。また、社会人特別選抜者に関しては、夜間・土曜日に講義を開講するなどの配慮がなされている。その効果もあって、保健学研究科の入学者の内訳を見ると、社会人特別選抜者の比率が一般選抜者と比較して高くなっている。この点は、保健学研究科がここ数年取り組んでいる社会人特別選抜者に対する学習利便性の向上が一定の効果を上げているものと考えられる。医学研究科では臨床医に進む学生の特徴を鑑み、臨床医として生かせるような大学院教育を実施していることが大きな特徴である。他方、保健学研究科では、大学院生室の整備を段階的に行い、現在、大学院生の共有機器としてノート型パソコンやレーザープリンターを設置して大学院生の利便性を図っている。他方、医学研究科では、臨床医に進む学生が多いことを鑑み、医学・医療の各領域に関する高度な専門知識・技能、基本的な研究能力の修得に熱意を持って取り組む学生を積極的に受け入れている。また、国際協力研究科では、入学者選抜試験にあたっては特定の専門科目に関する知識を問うばかりでなく、幅広い視野を持った学生の受け入れを行う選抜方法を採用しており、学士課程とは異なる専門領域を学ぶ意欲の学生にも門戸を開いている。この選抜方式は、他分野・他研究科からの入学者に対しても受け入れ可能な制度である。

(3) 問題点

学部における問題点としては、保健学部を除く3学部では順調に志願者数が増えていく中、保健学部の志願者数が前年度（2017年度）と比較して約850名も減少したことである（資料5-2-1）。また、総合政策学部と外国語学部の編入定員に対する編入学生数比率が低いことも問題点である。今後、この状況を改善するために、進路相談会、高校訪問及び大学ウェブサイト等において受験生への入学者選抜試験に関する情報等の周知を今まで以上に行う予定である。また、求める学生像及び資質を持つ学生を的確に選別するにあたり、現状の入学者選別試験及びその評価方法が適切であるかどうか、入試試験委員会、入試審議委員会及び教授会で今後も引き続き検証・検討を重ねていく必要がある。

一方、研究科における問題点としては、医学研究科では臨床医としての修練を優先するため、学位取得を目指す者が少なく充足率が低いことである。また、保健学研究科の保健学専攻のリハビリテーション科学分野・診療放射線学分野・臨床工学分野では大学院生が多い反面、保健学分野と臨床検査・生命科学分野・救急救命分野で

は大学院生が少ないので、今後、学部在學生などへの意識調査を行い低迷している原因を解析する予定である。同様に、看護学専攻に関しても専門看護師課程では一定の充足はなされているが、全体的には低迷している（資料5-1-5）。今後、大学院進学率を向上させるために、学部（看護学科）3・4年生に対しては学位取得後のメリットを説明すると同時に、社会人特別選抜者に対しては就業と勉学の両立を図れるようにSkypeを使用した遠隔授業の運用を行うなど努力していく。他方、国際協力研究科では、入学者の大半が留学生で占められている点が最大の課題である。国際協力研究科の方針からも、決して留学生の入学を排除するものではないが、本学の学部生からの大学院進学を促すなど、日本国内からの入学生確保を進める。

（4）全体のまとめ

本学では、全ての学部・研究科において入学者の受け入れ方針としてアドミッション・ポリシーを定め、「学生募集要項」及び大学ウェブサイト等で広く公表している（資料2-3-1【ウェブ】、5-1-1、5-1-2）。また、アドミッション・ポリシーに基づき、各入学者選抜試験における評価方法等も広く公表している（資料5-1-1、5-1-2）。さらに、多様な入学者選抜試験方法を設定することで、アドミッション・ポリシーに従って学部・学科の専門性に適合した入学者を確保し、しかも特定の学力・資質に偏ることもなく、多様な観点から選抜が行えるよう適切な入学者選抜試験制度を設けている。具体的には、高大接続改革を見据え、総合政策学部と外国語学部では既に実施されていたA0入学試験を、2021年度の大学入試改革実施に先行して医学部と保健学部で新たに実施し、多面的・総合的な評価への取り組みを進めている（資料5-1-1、5-1-2）。一方、障がい等のある受験生に対しては、一般の受験生と公平に受験できるような環境を整えられるように配慮している（資料5-2-1【ウェブ】）。入学定員及び収容定員の設定と在籍学生数の管理に関しては、保健学部の一部の学科及び総合政策学部と外国語学部の編入学定員に対する定員充足率が低く改善が必要であるが、その他は概ね適切に管理されている（資料2-4-1【ウェブ】）。また、入学者選抜試験制度に関する自己点検・評価については、入試審議委員会において当該年度の入試結果に基づく点検・評価を行い、入試制度全般の改善について検討したうえで、次年度の入試方針・概要を作成している。また同時に、自己点検・評価報告書でこれらを報告し、杏林大学自己点検・評価全学委員会及び外部評価委員会での検討結果を受けて、改善・向上に取り組み質の保証に繋げている。医学部と保健学部で2018年度から始まったA0入試により、これまでとは異なった能力・資質等を持った学生が入学してくると期待される。

一方、医学研究科では臨床医としての特徴を生かせるような大学院教育を実施している。また、保健学研究科における入学者選抜試験の制度や運営組織に関しては問題もなく、公正を厳守している。しかし、外国人の受け入れ体制に関しては、入学後の講義の理解や教員・学生間のコミュニケーションを円滑にするうえで、特に日本語留学試験や日本語能力試験のレベルに関して明記していないため、今後の検討課題である。また、定員・充足率に関しては、保健学専攻の社会人特別選抜の比率が高い点に変化はないが、看護学専攻では定員充足率が低迷し改善の必要がある。さらに、今年度に保健学部に新設された臨床心理学科の学部生が3年後に公認心理師の受験資格を得るために大学院博士前期課程に進学することが予想されるので、その対応について現在検討中で、将来的には保健学研究科全体としての定員を増やす予定である。学生の受け入れの適切性に関しては、大学院教務委員会及び研究科委員会において学生の受け入れ状況を報告し点検・評価を行っている。さらに、各セメスターが終了後、学生へのアンケート調査を行い、問題点が指摘された場合、それに対する改善点を大学院教務委員会で検討し、その後、具体的な改善点を審議・報告を行っている（資料5-3-5）。他方、国際協力研究科では、本研究科で取り組んでいる方向性を継続していくことが肝要であるが、入学者と収容定員の確保が今後の大きな検討課題である。また、今後は研究や教育の内容と質を今以上に確保しつつ、かかる課題の改善を進めていく必要がある。

以上の事から、本学の学生受け入れに関しては、一部の学部・研究科において定員未充足で改善の余地はあるが、本学の理念・目的の実現に向けて概ね達成しているものと評価出来る。

基準6 教員・教員組織

基準6 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

- ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

< 大学として求める教員像の設定 >

杏林大学では、建学の精神に基づいて教育研究を行うことを旨としており、杏林大学学則の第1章第一条に明示している（根拠資料：杏林大学学則）。また、大学ホームページ上に「理事長・学長メッセージ」「建学・教育理念・沿革」として社会にも発信している（根拠資料：杏林大学ホームページ）。大学として求める教員像については、大学規定「杏林大学教育職員資格審査基準」（根拠資料：杏林大学教育職員資格審査基準）に各職位の資格、教員の選考に必要な基準等を定めている。また、各学部においては、それぞれに求める教員像を明確に設定し、教員に求める能力・資質を明示している。

医学部における求める教員像は、「教育職員資格審査基準」（根拠資料：医の1P-3-）に定められており、教授、准教授、講師、助教それぞれの職位について、求められる資格、能力が明示されている。

保健学部においても、保健学部の理念・目的を踏まえ各学科の専門性に適した教員像が示されている（根拠資料：保の4、「求める教員像」：2016年12月保健学部学内連絡会資料）。

総合政策学部においては、2016年度自己点検・評価報告書の基準3「教育・教員組織」（根拠資料：2016年度自己点検・評価報告書、基準3）に示した通り定めており、これらの「求める教員像」、「教育組織の編制方針」は、教授会において承認され、専任者会議で学部の教職員間で共有されている。

外国語学部の求める教員像は、大学設置基準によって定められた教員の資格を有し、大学・学部の理念・目的、教育目標を十分理解した上で、学部・学科における教育を担当するに相応しい教育上の能力を有し、かつ、以下の能力・資質を有する者とされている（根拠資料：外の6-1 2014(平成26)年度7月外国語学部教授会議事録資料）。

医学研究科における求める教員像は、理念・目的を踏まえた上で、次のように定めている。大学院設置基準によって定められた教員の資格を有し、大学・研究科の理念・目的、教育目標を十分理解した上で、医学研究科における教育研究上の目的を達成するために相応しい能力を有すると認められ、かつ、以下の能力・資質を有する者とする

- ・杏林大学大学院の教員として、その建学の理念「眞善美の探究」の達成のためにたゆまぬ研鑽をおしまない人
- ・医学・生命科学の各専門分野において高度な学識と技能を有するとともに、高い倫理観と使命感をもつ人
- ・国際的な研究活動実績や学際的な研究志向を有し、広い視野で研究指導ができる人
- ・教育研究成果の普及または医療を通して、公共の福祉と文化の発展に寄与する人
- ・医学研究科の教育の質の向上及び研究活動の推進に積極的に貢献する人

保健学研究科において求める教員像は、「杏林大学大学院教育職員資格審査基準」（根拠資料：保の2）において、「本学の建学の精神を理解し、その実現に熱意を有するもの」とした上で、求める能力と資質等を明文化している（根拠資料：保の18、保健学研究科「求める教員像」：2016年12月保健学部学内連絡会資料）。

国際協力研究科では、「杏林大学大学院教育職員資格審査基準」の資格基準および国際協力研究科の理念・目的を踏まえて、「求める教員像」を2016年度自己点検・評価報告書の基準3「教育・教員組織」の通り明らかにしている（根拠資料：2016年度自己点検・評価報告書の基準3「教育・教員組織」）。

< 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針 >

杏林大学における教員組織の編成に関しては、各学部・各研究科において大学設置基準に定める教授等の数を満たす教員組織を編成し、かつ、教育研究に係る責任所在を明らかにしている。

医学部では、「求める教員像および教員組織の編成方針」（根拠資料：医の資料1 p12）を定め、本学の教員、教育者、研究者及び臨床能力を含む社会的責務という4つの観点から教員に求める能力・資質を明示している。また、教員

組織の編成に関しては、教育研究にかかる責任の所在、教育理念（医学部の理念・目的）、教育目標を達成するために各部門に必要な教員数を配置すること、教育・研究のため、様々な常任委員会を設置し学部内の組織的連携を確保すること、さらに、教育・研究水準の維持向上のために、教員構成に配慮することを明示している。

保健学部では、「教員組織の編制方針」（根拠資料：保の5、「教員組織の編制方針」：2016年12月保健学部学内連絡会資料）を定め、「大学設置基準に定められる教授等の数を満たす教員組織を編制し、学則に従い、学部長、教務部長及び学生部長を置き、学部長は学部全体の校務を掌理し、所属教職員を指揮監督して、教育および研究の責任を負う」としている。

総合政策学部では、「教員組織の編制方針」は、大学設置基準に定める教員の資格要件、「杏林大学教員資格審査基準」を踏まえ、2016年度自己点検・評価報告書の基準3「教育・教員組織」の通り明確に定められている。また、「教員組織の編制方針」に基づいて、運営、教務、学生、入試、就職、研究・図書、公法・環境等の各種委員会が設置されている（根拠資料：総の6-1 総合政策学部平成30年度委員会メンバー表）。

外国語学部では、専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えた学科及び収容定員を学則によって定め、大学設置基準が学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数を満たす教員組織を編制することを定めている（根拠資料：外の6-1 2014(平成26)年度7月外国語学部教授会議事録資料）。その際には、学則に従い、学部長、教務部長及び学生部長を置き、学部長は学部全体の校務を掌理し、所属教職員を指揮監督して、教育及び研究の責任を負うことを明示している。また、各学科の教育及び研究の責任は、学科責任者が負うこと、教員組織は、教授、准教授、講師、助教の専任教員、及び、客員教員、特任教員から構成することも示している。

医学研究科では、専門分野を教育研究するに必要な組織および収容定員を学則によって定め、各専門分野の規模に応じて大学院設置基準で定める研究指導教員数を満たすべき教員組織を編成し次の様に定めている。

1. 学則に従い、研究科長、教務担当を置く。研究科長は研究科全体の校務を掌理し、担当教員を指揮監督して、教育研究の責任を負う。
2. 教員組織は、大学院設置基準第9条第1項2の要件を満たす教授、准教授等をもって構成する。
3. 医学研究科の理念・目的、教育目標を達成するため、適切な部門の設定を行うとともに必要十分な教員数をそれぞれに配置する。
4. 教育研究の実施にあたっては、各種委員会を置き、その適切な役割の下で、研究科内の組織的な連携を確保するとともに、研究科機能の強化を図る体制とする。
5. 教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の年齢層や性別等に著しく偏ることのないように配慮するものとする。

また、医学研究科の教員組織は、研究科長のもと、医学研究科に所属する教授をもって組織されている。大学院教育・研究、学位の授与などに関する諸課題は、研究科長の下に組織される、医学研究科運営委員会、大学院教務委員会で検討、原案が作成され、医学研究科委員会で検討、決定される。また、大学院研究を支援する共同研究施設の諸課題は、大学院共同研究施設運営委員会および各施設運営委員会で議論、調整される体制になっている。

教育・研究に係る責任は、大学院学則により医学研究科に関する事項を掌理している研究科長が負っている。

保健学研究科では、「求める教員像」を基にして「教員組織の編制方針」（根拠資料：保の19）を定め、保健学研究科委員会で教職員と共有している。また、教育・研究に必要な組織を備えた専攻、課程および収容定員を学則によって定め、保健学研究科の規模に応じた大学院設置基準で定める研究指導教員数を満たす教員組織を編制している（根拠資料：保の20）。保健学研究科の教育・研究に係る最終責任は、研究科長にあり、役割を分担する組織として、研究科委員会の下に、保健学研究科大学院委員会が設置されている（根拠資料：保の21）。保健学研究科大学院委員会は研究科長をはじめ、保健学研究科教務担当等から構成され、大学院の教務委員会、学生委員会、FD委員会、自己点検・評価委員会を統括するとともに、保健学研究科の組織運営にかかわる重大な事項や入試に対応するとされている。

国際協力研究科では、「求める教員像」をもとに国際協力研究科の「教員組織の編制方針」を2016年度自己点検・評価報告書の基準3「教育・教員組織」の通り定めている（根拠資料：2016年度自己点検・評価報告書の基準3「教育・教員組織」）。本研究科の教員は原則本学総合政策学部、外国語学部、保健学部、医学部の専任教員の中より、本学大学院学則に従った理念・目的と人材の養成および教育研究上の目的を達成するにふさわしく、かつ十分な資格を有する教員により編成されており、また、収容定員に対しても十分な教員数を確保しており、大学院設置基準第8条および第9条を満たしている。また、組織的な教育を実践するために運営委員会、教務委員会、学生委

基準6 教員・教員組織

員会、研究・編集委員会、入試審議委員会、入試実施委員会、広報委員会、研究倫理審査委員会等を配置し、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保している（根拠資料：国際協力科の6-1、2018年度大学院国際協力研究科・委員会メンバー）。特に、教務委員会は専攻ごとに担当者を配置している。教育・研究に係る責任は、大学院学則により、国際協力研究科に関する事項を掌理している研究科長が負っている。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

< 大学全体及び学部・研究科ごとの専任教員数 >

大学全体及び各学部・研究科ごとの専任教員数は、大学設置基準において定められた必要専任教員数・教授数を満たしている。

医学部の専任教員数は309名（教授76名、准教授36名、講師52名、助教145名）（根拠資料：医の10）、非専任教員数178名（客員教授2名、特任教授3名、非常勤講師173名）（根拠資料：医の11）である。これらの教員の配置は、各教育・研究領域における専門性などの必要度を考慮し、学部長が調整をおこない、医学部教授会による審議を経て、適正な状態に調整されている。非専任教員の任命は、専任教員でカバーすることにできない専門性などを考慮した上で、教授会での検討を経て決定している。

保健学部の専任教員数は191名で、すべての各学科で大学設置基準において定められた必要専任教員数・教授数を満たしている（根拠資料：保の6）。

総合政策学部の専任教員数は、総合政策学科24名、企業経営学科11名となっており、大学設置基準によって定められた各学科の必要教員数である総合政策学科11名、企業経営学科3名を上回っている（根拠資料：総の6-2）。

外国語学部では、「教員組織の編制方針」に基づいて教員を編制しており、英語学科16（うち教授8）名、中国語学科9（うち教授5）名、観光交流文化学科11（うち教授6）名としている。その結果、全ての学科において大学設置基準上の専任教員数を充足している（根拠資料：外の6-2）。

医学研究科の担当教員は299名（うち教授74名）であり、すべてが医学部所属の専任教員の兼任である。

保健学研究科の専任教員数は90名であり（根拠資料：保の22）、設置基準上の必要専任教員数を上回っている。

< 適切な教員組織編制のための措置 >

杏林大学では適切な教員組織を編成するために、各学科・各研究科において、その専門性に合わせた教員組織編制措置が取られている。

医学部の専任教員のうち臨床系科目を担当する教員数は235名、医学準備教育・基礎医学系・社会医学系の教員数は74名である（根拠資料：医の12）。助教以上の専任教員の男女比は251名：58名で、女性教員が18.7%を占めている。また、教授の男女比は66名：10名で、女性教授が13.2%を占めている（根拠資料：医の13）。また、外国籍の教員は2名である（根拠資料：医の12）。専任教員の年齢構成は、30歳未満2名、30～39歳57名、40～49歳132名、50～59歳92名、60～69歳26名である（根拠資料：医の14）。教員の教育、研究、臨床職務間のバランスに関する明確な規定は定められていないが、各教室責任者（科目責任者）が教員の特性を別保健学部では、卒業認定・学位授与の方針に掲げる能力の修得のために、4年間の学習分野を「一般教養系」「基

に把握し、教員のこれらのバランスを調整している。

保健学部の特任教員の内訳は、教授 56 名、准教授 31 名、講師 44 名、助教 60 名の計 191 名である（根拠資料：保の 6）。教員（専任教員および特任教員の合計 204 名）の 1 人あたりの学生数は 11.99 人であり、少人数教育を実現するための適切な教員数を配置している。各学科を構成する教員（専任教員と特任教員）の職位別人数、及び教員が取得する学位、および担当科目は大学ホームページ上に公開している。男女比は、男性 98 名：女性 106 名で女性教員数が多い。また、1 名は外国国籍であり、英語を担当している。授業担当者については、毎年、その適正性について学科会議、教務委員会で検討を行っている。教員の職位別年齢構成は、教授が 43～65 歳で平均 58.2 歳、准教授は 39～63 歳で平均 51.2 歳、講師は 34～64 歳で平均 48.5 歳、助教は 27～55 歳で平均 37.9 歳であり、バランスの取れた年齢構成となっている（根拠資料：保の 7）。

総合政策学部の特任教員の年齢構成は 30 代から 60 代まで比較的均等に分散しており、バランスよく構成されている。専門科目のうち、ベーシック科目およびコア科目については、できるだけ専任教員が担当し、一般教養科目およびキャリア関連科目・語学科目の一部を非常勤講師が担当している。クラス機能を有し、大学教育の修得に必要な基礎力を身につけさせる初年次教育の科目である「プレゼミナール」については、従来どおり専任教員がこれを全て担当している。

外国語学部では、主要な授業科目には、基本的に専任教員が配置されている。専任教員は、学科会議、教務委員会における調整に基づき、それぞれの専門領域に適合した科目を担当している。兼任教員の任用にあたっては、研究・教育業績などを当該学科で点検し、学部の人事委員会で検討した後、教授会において審議されている。このように、授業科目と担当教員の適合性については、各学科会議での審議結果をもとに教務委員会で検討し、教授会で審議されている。教員の年齢構成は 50～59 歳台が他に比べ多くなっているが、ほぼ均等に分布し、男女構成比は 5：4 となっており、年齢層、性別の面では編成方針と整合性のある偏りのない教員組織が整備されている（根拠資料：外の 6-3）。また、学部の性格上、アメリカ、イギリス、中国、韓国等出身の専任教員を配置している。なお、専任教員と兼任教員の比率において、兼任教員の比率が高くなっているが、これは外国語教育の充実のため少人数クラスを多く開講していること、さらに他学部の外国語科目担当兼任教員も外国語学部所属となっているためである。教員が 1 学期に担当する授業時間数を 12 時間（6 科目相当）から 14 時間（7 科目相当）とて配慮を行っている。学部における教員採用においては、年齢構成にも配慮している。採用教員の選考を行う際に、専門分野への適合性及び教育研究能力だけでなく、学部の年齢構成、男女比のバランスが適切なものになるよう考慮している。

医学研究科担当教員の資格は「杏林大学大学院教育職員資格審査基準」において、“博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者”かつ“その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする”と明確に定められている（根拠資料：医の 1 p5）。医学研究科担当教員数は 299 名（うち教授 74 名）であり、男女比は、男性教員 238 名、女性教員 61 名で、女性教員の数が少ない（20.4%）。教員一人あたりの学生数は、在籍学生ベースで 0.21 人、収容定員ベースで 0.45 人である。医学研究科の教員組織は、医学研究科教員組織編成方針に従って組織されており、担当科目と担当教員の適合性は、大学院教務委員会が検証を行っている。

保健学研究科は保健学専攻と看護学専攻の 2 専攻より成り、保健学専攻には臨床検査・生命化学分野（博士前期課程および博士後期課程）、保健学分野（博士前期課程および博士後期課程）、救急救命分野（博士前期課程および博士後期課程）、臨床工学分野（博士前期課程および博士後期課程）、リハビリテーション科学分野（博士前期課程および博士後期課程）、診療放射線分野（博士前期課程および博士後期課程）がある。また、看護学専攻には基礎看護学分野（博士前期課程および博士後期課程）、実践看護学分野（博士前期課程および博士後期課程）を設置している。それぞれの専攻に適切な教員の配置・編成が行われている。男女比は 1.5：1（男：54 名、女：36 名）である。また、1 名の外国籍教員が存在する（根拠資料：大学院保健学研究科教員組織）。

< 学士過程における教養教育の運営体制 >

杏林大学における「学士過程における教養教育の運営体制」は、各学部・各研究科において、その専門性に合わせた措置が取られている。

医学部では、「医学部の教養教育」という位置付けから、教養教育は、医学準備科目担当教員だけでなく基礎医学系、臨床医学系担当教員も協力して行なっている。

基準6 教員・教員組織

礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」の4分野に分け、それぞれを構成する科目を学年進行と共に理解の深まる体系的、かつ順次的な編成とし、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を実施している（根拠資料：保の8）。また、「一般教養系」の内、人文・社会学系の多くの科目については、他学部兼任教員、あるいは非常勤講師が担当している。「一般教養系」の内、語学系科目については保健学部専任講師、非常勤講師が担当している。「一般教養系」の内、自然科学系科目については保健学部専任講師が受け持っている。

総合政策学部では、一般教養科目およびキャリア関連科目・語学科目の一部を非常勤講師が担当している。クラス機能を有し、大学教育の修得に必要な基礎力を身につけさせる初年次教育の科目である「プレゼミナール」については、従来どおり専任教員がこれを全て担当している。授業科目と担当教員の適合性については、数年おきにカリキュラムを見直し、随時カリキュラム改正を行って、教務委員会で検討され、教授会で承認されている。

外国語学部における教養教育の運営は、教務委員会があたっている。また、必要に応じ、井の頭キャンパスに置かれている保健学部、総合政策学部及び外国語学部の教務調整委員会で調整している。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び 手続の設定と規程の整備 評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

＜ 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 ＞

杏林大学における教員の採用に関しては、「求める教員像」に合致し、それぞれの専門分野において、広い視野と豊かな学識をもつ教育・研究者としての能力を重視した人材の採用が行われている。選考に際しては、「杏林大学教育職員資格審査基準」に則り、候補者の研究指導能力や資質、人物などを検討した上で、教授会において審議される。さらに、全学組織の審議機関である運営審議会において審議を経て決定される。ただし、教授の任用に関しては、「杏林大学教授選考委員会規程」（根拠資料：保の9）および「杏林大学教授選考委員会規程実施細則」（根拠資料：保の10）に則り選考手続きが行われる。さらに理事会の承認を得た上で、理事長が教授として任命している。准教授、講師、助教の採用・昇任に関しては、それぞれの学部の採用・昇任基準に則り行われている。

医学部における准教授、講師、助教の採用・昇任は「医学部承認および採用手続きについて」の規定に則り（根拠資料：医の1 p13）、各教室責任者からの推薦により行われている。その際、医学部長により、候補者が「教育職員資格審査基準」（根拠資料：医の1 p3）ならびに「求める教員像および教員組織の編成方針」（根拠資料：医の1 p12）に合致し、当該職位に求められる教育・研究あるいは診療などの諸能力を満たしているかの確認を行なっている。昇任の場合には、過去の教員評価シートによる業績評価の結果も含めて評価を行なっている。医学部長により諸条件が満たされていることが確認された場合、医学部教授会の審議に付され、その結果に基づいた学長の採決により決定される。非常勤教員の任免についても、常勤教員と同様の手順で、専門性や能力を考慮した上で、医学部教授会での審議を経て決定している。

保健学部における准教授、講師、助教への昇任は、「保健学部教育職員昇任・採用選考基準」（根拠資料：保の11）に則り候補者を選出し、保健学部運営委員会、教授会、運営審議会の承認を経て決定している。

総合政策学部における准教授以下の昇格は、内規に定められた経歴および業績の各要件を満たした脅威により昇格資格審査の希望があった場合、学部長が指名した3名の資格審査委員による資格審査を経て、教授会、運営審議会の審議を経て決定される。いずれの場合も、明確な基準・手続期に基づいて、その適切性、透明性を担保すべく取り組みが行われている（根拠資料：総合の6-3、6-4、6-5）。

外国語学部における教員の募集・採用については、「杏林大学外国語学部教員選考規程」「杏林大学外国語学部教員選考規程細則」に定められた資格基準・手続きに従っている。募集に関しては、学部長を委員長とし各学科の教授で構成された人事委員会で、授業科目と専門分野との適合性、年齢、国籍、性別等を考慮した人事計画を策定し、法人本部と協議した上で、募集を行う。採用は、各学科での人選に基づき、主査・副査による研究・業績審査を行い、人事委員会での検討を経て、教授会で審議したうえで、運営審議会、理事会に諮っている。昇任についても「杏林大学外国語学部教員選考規程」「杏林大学外国語学部教員選考規程細則」に定められた手続き

に従い実施している。具体的には、人事委員会での人事計画に基づき、主査・副査による研究・業績審査を行い、人事委員会での検討を経て、教授会で審議したうえで、運営審議会、理事会に諮っている。

医学研究科担当教員は「求める教員像」に基づき、「杏林学園就業規則」および「大学院教育職員審査基準」を適用している。大学院担当教員は、この基準を満たした者から、毎年度、各専攻の責任者が教育経験、研究業績をふまえて、医学研究科委員会に推薦し、当該委員会で承認されたのち、任命される。この手続きについては「杏林大学大学院医学研究科担当教員の採用及び任免手続きについて」に明文化されている。昇格は、医学部の兼任であるため、医学部の規程に従って行われる。

保健学研究科の科目担当者は学部教員であり、学部の採用・昇任規定に基づいて行われている。

国際協力研究科における教員の募集・任免にあたっては、「杏林大学大学院教育職員資格審査基準」および「国際協力研究科教育職員基準に関する申し合わせ」を厳格に遵守している(根拠資料:国際の6-2)。昇格に関しては、それぞれの専任教員が専任として所属する学部の専権事項であり、それと連動している。

＜ 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施 ＞

前述の「評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備」にて示した通り、規定に則った教員の募集、採用、昇任が行われた。特に保健学部では2019年4月より採用される数学（准教授）、統計学（准教授）、化学（准教授）を担当する教員が大学ホームページ上で公募され（根拠資料12）、前述手続きを経た上で3名が採用された。昇任は教授昇任者1名、准教授への昇任者1名、講師への昇任者2名が認められている。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
 評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

＜ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 ＞

杏林大学では各学部・研究科において定期的にファカルティ・ディベロップメント（FD）が行われ、教員の資質向上、教育の質向上が図られている。

医学部では、教員の研修、能力開発、支援、評価を担当する部署として、医学教育センターに教員・職員能力開発室を設置し、医学教育学教室と協力して、全教員を対象としたファカルティ・ディベロップメント（FD）を開催した。それらにより教育方法、教育支援、評価法などについての改善を行なっている（根拠資料：医の16）。

保健学部では学部活動組織の中にFD委員会を設置され活動している。2018年度は8月1日、および12月21日にFDセミナー（講演会）が開催され、「シラバス作成方法について」、「研究倫理審査申請の考え方」、「医学部の教員評価システムの紹介と活用の現状」、「教員自己評価シートの改善案」が取り上げられた（根拠資料：保の13）。

総合政策学部では、教務委員会のメンバーが委員を兼担する形でFD委員会を組織しており、年度間に数回の割合で学部全教員を対象にFDの機会を設けている。最近では、初年次教育の在り方や今後のカリキュラム変更の方向性といったトピックスに対し、教務兼任委員の収集・分析したデータを材料に、学部全教員がそれらのあるべき姿につき忌憚のない意見を交わし、具体的な将来像を模索する機会となっており、教員の資質向上や教員組織の改善・向上に資する活動として機能している。

外国語学部ではFD委員会を設置し、教育内容・教育方法等の改善、教員の資質の維持向上及び大学・学部運営に必要な資質の向上を図るための組織的な研修等を実施している。また、毎年実施された研修等の取り組みをFD委員会が「杏林大学外国語学部FD Newsletter」としてとりまとめ、刊行している（根拠資料：外の6-5）。さらに、学生による授業評価アンケートにおいて高い評価を得た授業を学部教員が見学し、報告書を作成している。

医学研究科では担当教員が医学部の兼任であるため、医学部のFDを利用して、組織的研修を行っている。また、医学研究科独自のFDとして、2007（平成19）年度より毎年1回のペースで大学院教育に特化した研修会を開催

基準6 教員・教員組織

している。これらのFDについては、企画を行った医学研究科FD・SD委員会で、参加者アンケートなどを基に検証され、その結果、問題点があれば、大学院教務委員会で改善作を審議、検討され次回以降に活かされている。その他にも教員の資質向上を目指し、様々な研究分野の教員が演者となって講演を行うイブニングセミナーや競争的資金獲得支援のためのセミナー、倫理や研究不正に関する講演会を実施している。

保健学研究科では、活動組織の中に研究科FD委員会を設置し活動している(根拠資料13)。FDセミナー(講演会)を開催し、互いにディスカッションをすることで、教員の資質向上を図っている。また、教員の資質向上の方策として各種の研究発表会や講演会を開催している。この報告会と同時期に新任教授の研究発表会も行っている。

国際協力研究科では、専任教員が各学部にも所属する教員から構成されているため、研究科としてのFD活動を独自に行う機会は多くないが、各学部におけるFD活動から得られた事例を運営委員会や研究委員会で情報共有し、研究科における教員の質的向上や教員組織の改善・向上につなげていくためのベースとして活用しているほか、テーマに応じて各学部ないしは大学全体のFD活動と共催の形でFD活動を実施している。

< 教員の教育活動、研究活動、社会的活動等の評価とその結果の活用 >

杏林大学では、各学部において教員の教育活動、研究活動、社会活動等状況を評価し、その結果を教員にフィードバックしている。また、地域交流推進室では、研究室やゼミナールなどにおける地域活動を支援することで、大学全体の地域交流活動の活性化を目的とした本学独自の地域交流活動支援事業を行っている。その成果は、「杏林大学地域交流活動報告書」にまとめられ検証されている(根拠資料：外の6-7)。

医学部では、各教員が一年間の教育活動、研究活動、社会活動等状況を「教員評価シート」(根拠資料：医の17)に点数化し記載して大学に報告している。所属上長は、この「教員評価シート」の報告に基づき教員の活動状況を把握し、評価を行っている。この結果は、各教員にフィードバックされ、次年度の活動に行かされている。また、昇任の際の資料としても使われる。

保健学部では、教員の資質向上を図る目的で毎年行われる「保健学部自己点検・評価」の中で各教員の「教員の教育・研究業績」、「社会貢献」等などが評価されている(根拠資料：保の14)。また、学生による授業評価アンケート(根拠資料：保の15)を毎年実施しており、アンケート結果を各教員にフィードバックしている。さらに、教員の研究業績は毎年杏林医学会雑誌に掲載され、大学ホームページ上にも公開されている(根拠資料：保の16)。

総合政策学部では、各専任教員が年度初めに年度間の課題・目標を研究・教育・学務等の分野別に設定し、学部長との個別面談の場でその内容の擦り合せを行ったうえで確定し、次年度初めにその実現度合いにつき自己評価を行い、新年度の新たな課題・目標の設定と共に再度学部長と擦り合せるといった作業を行っている(根拠資料：総合の6-6)。こうした作業は、いわゆるPDC Aサイクルを個別の教員ごとに実施することで、教員の教育・研究活動や学務の向上を企図するものであり、井の頭キャンパス移転を契機に導入して以来、徐々にその定着度合いを高め、教員の資質向上や教員組織の改善・向上につながる活動たり得ているとの評価が可能である。

外国語学部では、教育活動については、学生による授業評価アンケートを毎学期実施し、結果をホームページ上に公表している。また、その結果は教員にフィードバックされ授業改善の参考とするように要請している。さらに、学生による授業評価で高い評価を得た教員をTeacher of the Yearとして表彰している。教員の研究活動全体は「杏林大学研究業績集」として冊子、ホームページで公表している。また、「学部紀要」に教員の研究及び社会活動を掲載している(根拠資料：外の6-6)。

医学研究科では、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価については医学部において年1回実施している教員評価制度(教員評価シート)により個々の活動を把握している。活動結果は集計され全教員に周知されており、個々活動状況の指標として活用されている。

保健学研究科では、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価については「保健学部自己点検・評価」の中で各教員の「教員の教育・研究業績」、「社会貢献」等などが評価されている。また、毎学期末に大学院生による授業評価アンケートを実施しており、アンケート結果を教員にフィードバックしている(根拠資料：保の23)。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

< 適切な根拠（資料・情報）に基づく点検・評価 >

杏林大学では、教員組織の適切性について各学部で定期的に点検・評価を行っている。

医学部では、教員評価シートにより個々の教員の活動状況を把握し、また、「大学運営および教育研究にかかる重要事項の確認」で各教員から意見を求め、教員組織の適切性について、点検・評価を行っている（根拠資料：医の17、1）。

保健学部では、教員組織の適切性について各教員の研究活動、履歴（職業経歴）等を基に、毎年、教授会で審議している。また、学生による授業評価アンケートを毎年実施しており、アンケート結果を基に本学部自己点検・評価委員会が授業科目と担当教員の適合性を審議・判断をし、学生からの授業に対する評価やコメントを各教員にフィードバックしている。

総合政策学部では、教員組織の適切性について、毎年度、年度末の到来以前に、翌年度以降の学部運営を巡る環境の変化等を勘案し、教員組織がそうした環境変化に対応可能かどうかの精査を行い、必要に応じて委員会構成の見直し等を行っている。また、より中長期的な観点から、時間をかけて教員組織の適切性を含めた学部運営の問題点や必要な対応方針の策定を行うためのアドホックな委員会を設け、幾つかの重要な論点に関し、問題点を整理のうえ対応方針を検討した経緯もある。

外国語学部では、教員組織の適切性について、学部人事委員会において常に点検・評価を行っている。すべての教員人事は、各学科の教員数、専門領域、年齢構成、男女比等の資料に基づいて、適切性・バランス等を考慮した採用基準を定めた上で、採用手続きを進めることになっている。教員の昇格についても同様に、人事委員会において教育組織構成の適切性を点検・評価しながら審査を行っている。

医学研究科では、医学部において年1回実施している教員評価制度（教員評価シート）において、個々の教員の大学院における活動状況を把握している。また、「大学運営および教育研究にかかる重要事項の確認」で各教員から意見を求め、教員組織の適切性について、点検・評価を行っている。また、教員評価やアンケートの結果に基づき、問題点や改善点が認められた場合には研究科委員会において検討が行われている。

保健学研究科では、教員組織の適切性については、各教員の研究活動、履歴（職業経歴）等を基に、毎年、研究科委員会で審議している。また、毎学期末に大学院生による授業評価アンケートを実施しており、アンケート結果を基に自己点検・評価委員会が授業科目と担当教員の適合性を審議・判断をし、授業に対する評価やコメントを各教員にフィードバックしている。

国際協力研究科では、学部の場合と同様、毎年度、翌年度以降の研究科運営を巡る環境変化等を勘案し、教員組織がそうした環境変化に対し対応可能かどうかの精査を行って、必要に応じ委員会構成の見直し等を行っている。

< 点検・評価結果に基づく改善・向上 >

教員組織の適切性について、点検・評価結果に基づく改善・向上を各学部、および研究科で行っている。

医学部では、点検結果やアンケートから、教育、診療において職務が過重となっている場合、あるいは教育において専任教員ではカバーしできない領域について、非常勤講師や退職した教員を特任教員として嘱託している。

保健学部では、学生による授業評価アンケートを毎年実施しており、学生からの授業に対する評価やコメントは各教員にフィードバックしている。その結果の一部は、大学ホームページに公表している。また、授業評価アンケート結果を基に「保健学部 Teacher of the year」が選出され、その栄誉を表彰している（根拠資料：保の17）。

外国語学部では、点検・評価の結果に基づく改善・向上について人事委員会において取り組み、学部・学科の教育課程をふまえて適切な教員配置になるよう配慮している。その結果を自己点検・評価報告書で報告し、杏林大学自己点検・評価全学委員会及び外部評価委員会での検討結果を受けて、改善・向上に取り組み、質の保証につなげている。

医学研究科では、医学部において年1回実施している教員評価制度（教員評価シート）において、個々の教員

基準6 教員・教員組織

の大学院における活動状況を把握している。また、「大学運営および教育研究にかかる重要事項の確認」で各教員から意見を求め、教員組織の適切性について、点検・評価を行っている。教員評価やアンケートの結果に基づき、問題点や改善点が認められた場合には研究科委員会において検討が行われている。

保健学研究科では、毎学期末に大学院生による授業評価アンケートを実施しており、アンケート結果を教員にフィードバックしている。

国際協力研究科では、学部の場合と同様、毎年度、翌年度以降の研究科運営を巡る環境変化等を勘案し、教員組織がそうした環境変化に対し対応可能かどうかの精査を行って、必要に応じ委員会構成の見直し等を行っている。

(2) 長所・特色

杏林大学は4学部、3研究科より成り、それぞれの学部、研究科で長所・特色が異なる。

医学部は、教員選抜、昇任審査に当たって、教育、研究および臨床業績を総合的に評価する明確な基準を設けることは困難であるが、可能な限り公正かつバランスの取れた選抜を行なっている。医学教育センターに教員・職員能力開発室を設置したことにより、教員の能力開発を計画的・系統的に行える仕組みを確立している。

保健学部では、開設以来、保健医療領域における社会ニーズに適応した学部編成を行ってきた。現在、保健学部は、臨床検査技術学科、看護学科（看護学専攻、看護養護教育学専攻）、臨床工学科、診療放射線技術学科、救急救命学科、健康福祉学科、理学療法学科、作業療法学科、臨床心理学科より構成され、保健医療分野をほぼ網羅する9学科2専攻を設置している。また、これらの学科は乳幼児から高齢者までを対象に、医療分野の検査、保健衛生の面から心身の健康づくり、機能回復訓練、生活支援と幅広い学問領域を網羅している。したがって、保健学部の「求める教員像」は、保健学部の理念・目的を踏まえた上で明確にされており、教員組織についても適正に行われている。

総合政策学部では、社会科学の学際的教育を行うことを標榜する学部であり、広範な専門分野に亘る教員から成る教員組織を有するため、社会の変化に即応した教育体制の構築に向けた問題意識は高く、教員組織の適合性についても様々な角度から検討を進め易い環境にあると言える。

医学研究科では、求める教員像は明確に定義されており、教員にも周知している。大学院教育は教員評価に反映されており、教員にも改善点についての意見を求めている。

保健学研究科は、卒業認定・学位授与の方針に掲げる能力の修得のために保健、医療、看護、福祉領域に2専攻8専門分野を設け、教育課程編成・実施の方針に基づきコースワークとリサーチワークをバランスよく配置している。コースワークは、講義、演習、実験、実習などを適切に組み合わせ、専門知識や技術、実践能力の効果的な修得につながる授業を行っている。当該授業を行う教員については、保健学研究科の「求める教員像」が明確にされた上で適切に授業科目担当者、および教員組織が編成されている。

国際協力研究科では、教員は総合政策学部、外国語学部を中心に、大学各学部所属の教員から構成されているため、比較的フレキシビリティの高い教員組織の運営が可能である。

(3) 問題点

医学部の問題点は、教員の活動の評価が自己評価主体となっているので、より客観的かつ多面的な評価のあり方を検討する必要がある。FD等の教員研修の機会が提供されているが、臨床業務の多忙等により参加者が多くない場合がみられる。教育eラーニングの活用なども検討の余地がある。参加型臨床実習のため、適切な学外研修の研修施設および指導者を選定する必要がある。

総合政策学部では、教員・教員組織に関しては、現状大きな問題点はないといえるが、多様な専門分野にわたる教員から成る学部であるため、ともすれば学部としてのまとまりに欠けることとなる恐れがあり、引き続き学部長を始めとする執行部によるリーダーシップの適切な発揮が望まれる。

国際協力研究科では、原則として研究科所属の専任教員を有さず、各学部所属教員から成る研究科であるため、どうしても各学部の事情が優先されることが多く、学部における教員人事が研究科の教員組織の運営に意図せざる影響を与えるような事例も見られる。

(4) 全体のまとめ

各学部、研究科とも大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示できている。教員組織の編制についても、教育研究活動を展開するために適切に編制できている。さらには、教員の質向上を図るFDも定期的に行われている。また、それらを定期的に点検・評価する仕組みも維持されていると考えられた。

医学部では、教員の業績評価は困難であるが、公正にバランスよく行われている。非常勤教員や特任教員の嘱託により、学生に広い分野をカバーしより専門的な学修成果を獲得させているが、参加型臨床実習のためには、さらに適切な指導者を選定する必要があると考えられた。

保健学部では、「求める教員像」が保健学部の理念・目的を踏まえて的確に定められていた。

総合政策学部では、現状では大きな問題はないと考えられるが、個々の教員は自身の専門領域の教育・研究を優先することとなるため、学際教育という学部の教育面における最大の特色を意識して活動する必要があり、教員組織運営上もこの点が最大の課題と言えた。

外国語学部では、大学として求める「教員像」を明らかにし、規程に基づく適正な手続きで教員の募集、採用、配属、昇任を進めていた。また、「教員組織の編制方針」に従い、設置基準の定めを満たした上で経験、力量、教育に対する情熱を有し、男女比、国際性、年齢バランスをも考慮した教員組織を適正に編制・整備している。また人事委員会等で審議・点検・検証を行い、改善に努めている。教育の資質向上を図るためのFD活動は、その結果を踏まえて改善・向上に向けた取組を行い、教員及び学生に対してフィードバックされていた。教員の教育活動、研究活動、社会活動等を評価するための資料・情報はそれぞれ集約し、FD活動に活用されていた。教員組織の適切性については、人事委員会において常に点検・評価を行うとともに、自己点検・評価報告書で報告し、杏林大学自己点検・評価全学委員会及び外部評価委員会での検討結果を受けて、改善・向上に取り組み、質の保証につながっていた。

医学研究科は、大学院教育に必要な教員はそろっており、教員像も明確になっていた。

保健学研究科では、保健学研究科の「求める教員像」を、その理念・目的を踏まえて明確にしていた。また、教育・研究に必要な組織を備えた専攻、課程および収容定員を学則によって定め、保健学研究科の規模に応じて大学院設置基準で定める研究指導教員数を満たす教員組織を編制していた。専任教員数は、保健学専攻と看護学専攻を合わせて90名であり、きめ細やかな教育指導ができる教員組織となっていた。

国際協力研究科は、現状では大きな問題はないが、専任教員が各学部の所属であるという事情を踏まえ、学部における様々な事情と研究科独自のニーズの折り合いをつけながら全体の運営を進めることが必要であり、そのためには教員間、とりわけ所属を異にする学部の教員間や担当の事務職員との間のコミュニケーションを密にするよう心掛けた運営が肝要と考えられた。

基準7 学生支援

(1) 現状の説明

点検・評価項目①：学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、平成20年4月に学生支援事業を全学的・組織的に実施するため、八王子キャンパスに学生支援センターを設置した。井の頭キャンパス移転以降も、杏林大学学生支援センター規程に定められた「学生の人間性・社会性を育成する」という基本方針のもと、本学の学生支援事業が進められている。（資料7-1-1）

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備
評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施
評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施
評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施
評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
評価の視点6：留学生に対する多様な支援の実施
評価の視点7：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

< 学生支援体制の適切な整備 >

学生支援センターの取り扱い内容は以下のとおりである

(1) 総合相談窓口

総合相談窓口として学生支援課カウンターに窓口（あんずの窓口）を開設している。（資料7-2-1）学修相談については教務課に、ハラスメントは相談員に、心の健康相談は学生相談室に、体の健康相談は保健センターにつなぐ窓口として機能している。

(2) 課外活動・施設関連支援

団体行動を通して協調性や自主性など人間力を培うことができる公認団体活動、ボランティア活動などの課外活動と、それに伴う施設・備品の貸出しなどの支援を行っている。

(3) 学生生活支援

通学時の通学定期、自転車許可、学割発行、アルバイト紹介、遺失物・拾得物の管理などの学生生活支援を行っている。

(4) 経済支援

向学心を持ちながらも経済的理由により修学が困難な学生を支援するための奨学金や海外留学を希望する学生の奨学金など経済支援を行っている。

これらの学生支援は、学生支援センターと各学部各研究科に設置されている学生委員会と教務委員会との緊密な連絡体制のもと、キャリアサポートセンター、地域交流推進室（地域交流課）、学生相談室、教務課、図書館、保健センター、国際交流課などの各部署が連携して実施され、学生支援センターが発行する『HAND BOOK』、大学ホームページなどの媒体を通して、学生に対し支援内容が広く告知されている。（資料7-2-2・p2）

< 学生の修学に関する適切な支援の実施 >

・学生の能力に応じた補修教育、補充教育

保健学部では入学前教育とリメディアル教育が行われ、総合政策学部と外国語学部では推薦・A0入学者への入学前教育による学習支援が行われている。

- ・ 正課外活動教育

学内での良好な人間関係の構築や大学への帰属意識の醸成が学習意欲にも大きく影響すると考え、各学部においてピアサポートの導入を実施している。

- ・ 障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対する修学支援として、物理的な側面からは、建物等の入り口付近の車椅子用スロープの設置、車椅子で利用可能な多目的トイレの設置、大型エレベーターの設置、エレベーター内奥にある車椅子等衝突防止鏡の設置、エレベーター内手すりの設置などを講じている。精神的な側面からは、担任教員、学生相談室の専門相談員、保健センター職員などが個別相談に対応する体制が整っている。

- ・ 成績不振の学生の状況把握と指導

各学期の成績において Grade Point Average (GPA) の数値が 1.5 を下回る学生については、次学期の履修登録前に担任教員（アカデミックアドバイザー）と面談を行い、前学期の成績不振の原因の改善について話し合い新しい学期の履修計画を作成している。この時点で退学や休学を考えている場合には、それについて指導を行っている。

- ・ 留年者及び休学者の状況把握と対応

留年者や休学者は担任教員（アカデミックアドバイザー）との面談を通して、あるいは教務課窓口への申し出により状況を把握している。それぞれの状況に応じて対応している。

- ・ 退学希望者の状況把握と対応

2017年度の退学者数は107人（医学部除く）となっている。（資料7-2-3）このうち、特に総合政策学部と外国語学部では退学者が、修学意欲の低下を動機としているケースが少なくない。留年者・退学者への対応については、全学を挙げた課題と位置づけ、各学部教務課と教務委員会で開催調査、担当教員面談、保護者との情報共有等の対応を行っている。健康上の問題については学生相談室、保健センターと連携して対応している。

- ・ 奨学金その他の経済的支援の整備

学生支援センターでは独自の奨学生制度も整えている。

具体的には

- ①杏林大学奨学金
- ②緊急時奨学金
- ③海外研修・留学奨学金
- ④私費留学外国人奨学金
- ⑤熊谷奨学金
- ⑥杏林大学優秀学生奨励金
- ⑦佐川曜子奨学金

である。

①は人物・学業に優れた経済的困窮者を対象とした奨学金としている。選考基準である家計評価の日本学生支援機構奨学金基準との同一化、成績評価基準の明確化がされている。②は、保護者の経済的急変に対応するための奨学金としている。③在学時の海外修学経験を充実・促進させる観点から、本学が承認した海外研修・留学に参加する学生に対して奨学金を給付し、海外渡航に伴う経済的負担の軽減を図ることを目的としている。④は経済的な理由により学納金の支弁が困難で、かつ優秀な成績を修めた留学生に対して資金的援助を行うことを目的としている。⑤外国語学部2・3年次留学予定の経済的困窮している成績優秀者を対象にしている。⑥2年生以上の在学生在で前年度の学業成績が優秀で且つ人物・生活面に優れた学生を対象とする成績優秀学生奨励金と各学部で特に顕著な功績を残した学生を対象とする特別表彰学生奨励金がある。⑦皮膚科学を研究する大学院生で経済的困窮かつ成績優秀者を対象としている。

上記の他、3ヶ月以上の期間にわたり海外の大学等に留学する場合には、留学相当期間の学費の75パーセントを減免する制度を実施している。（資料7-2-4、7-2-5）

基準7 学生支援

< 学生の生活に関する適切な支援の実施 >

・ 学生の相談に応じる体制の整備

学生の心理的、身体的健康相談のため、学生相談室と保健センターを設置している。学生の心理的な相談は学生相談室が対応している。月曜日から金曜日、9:00～17:00の間、臨床心理士が常時配置され、学生の心の健康に関する相談に対応している。(資料7-2-2・p91) 閉室時間中の対応についても、総合政策学部と外国語学部においては24時間電話対応サービスを外部機関に委託し、常時学生の相談に応じられる体制を整えている。この電話対応サービスは保護者の利用も可能で、遠隔地の学生保護者の悩みや相談にも対応している。平成31年度からは、保健学部も委託を予定している。これにより、井の頭キャンパスの3学部が24時間学生の相談に応じる体制が整う。(資料7-2-6)

・ ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

ハラスメント防止のための措置としては、「杏林学園ハラスメント防止等に関する規程」（資料7-2-7）に基づき、平成12年4月から、杏林学園におけるハラスメントの防止・排除およびハラスメントが生じた場合に対処できるよう、防止対策委員会および相談窓口等が設置されている。具体的な活動内容は、ハラスメントの防止対策のための広報や啓発活動、研修会の企画と実施などを行っている。また、被害が生じた場合には、苦情処理専門委員会による苦情等への対処および被害者の救済を行う体制が整っている。学生からの相談窓口としては、学生支援課が対応し委員会へ繋ぐ役割を果たしている。

・ 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生の身体的な健康相談は保健センターが対応している。保健センターは杏林大学の学生および教職員の健康の保持・増進を目的として開設され、月曜日から土曜日の9:00～17:15（土曜日9:00～13:00）開室している。(資料7-2-2・p90) その人員構成はセンター長1名（兼任）校医8名（兼任）、保健師1名（専任）、看護師1名（専任）、事務員1名（専任）で、校医のうち6名は保健学部井の頭キャンパス常勤の教員、2名は保健学部三鷹キャンパス常勤の教員である。健康診断、抗体検査・予防接種、外傷・疾病の初期対応、健康相談、保健指導などを行っている。場所は井の頭キャンパスD棟1階にあり、受付、診療室、休養室3室を有し、使用可能ベッド数は3台である。おもな設備は、軽度の外傷および疾病に対する一般市販薬を中心とした薬剤と医療器具、酸素吸入・挿管セット・アドレナリンなどの救急用の医療器具および医薬品、定期健診用機材などである。その他に移動用として車イス3台、担架1台がある。また井の頭キャンパス内に設置している5台のAEDを管理している。(資料7-2-2・P124) これらの支援は、学内においては、学生支援センター、保健センター、キャリアサポートセンター、各学部教務課との緊密な連携のもとに行っている。また、学外の医療機関や就労移行支援機関と連携することもある。

< 学生の進路に関する適切な支援の実施 >

・ 学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

2000（平成12）年4月にキャリアサポートセンターが設置され、学生の卒業後の就業に結びつけるため、就職に関する組織体制を整えている。

2016年に八王子キャンパスから井の頭キャンパスへの移転に伴い、キャリアサポートセンター事務室は、井の頭事務部の所属としてスタートをし、キャリアサポートセンター長、および保健学部、総合政策学部、外国語学部の就職委員長を副センター長として置き、センターを運営する事務職員は、保健学部、総合政策学部、外国語学部、それぞれ担当を定めている。さらに2014（平成26）年から専門知識を有したキャリアカウンセラーを置くことで、支援に対してより高度な対応をすることができるようになった。

保健学部、総合政策学部、外国語学部には、教員と事務職員で構成する就職委員会を設けており、この就職委員会は、定期的に開催することで教職協働による支援方法や諸問題の対応を検討するとともに学生の進路動向などの情報共有を行なう。その結果をキャリアサポートセンターと各学部にフィードバックをしている。

このように学生の個々への対応、学生全体に対する支援策を行える体制を構築している。(資料7-2-8、7-2-9)

・ 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

キャリア形成に向けた大学生生活の充実と就職意識の醸成を促すために入学直後の新入生や低学年からキャリアガイダンスを行い、進路選択の重要性、将来のキャリア形成について意識涵養を図っている。社会人としての基本的な能力を修得するために、正課科目として総合政策学部と外国語学部では、キャリア教育についての科目を1年次から3年次まで開講しており、学内の教員だけでなく、学外から実務経験豊富な企業担当者を招き、より実践的な講義を行っている。3年次の6月と11月(外国語学部は2018年は11月のみ)に就職活動のシミュレーションを実施し、グループ面接とグループディスカッションを行っている。学外から企業の人事担当者を招き、本番さながらの雰囲気ですべての選考試験を模擬体験させることで、学生の就職活動の準備状況や対策を意識させるとともに、就職率の向上を図ることを目的としている。(資料7-2-10、7-2-11)

また、正課外の就職支援として、キャリアサポートセンターでは、①学内資格講座、②研究会活動(公務員受験研究会、就職活動研究会、留学生就職活動研究会)、③学内合同企業説明会、④筆記試験対策講座などを提供しており、3～4年生に限らず1～2年生の参加も推奨している。さらに学生からの個別相談の対応や、エントリーシート等の添削、面接練習など様々なニーズに応じた支援を行っている。(資料7-2-10、7-2-11、7-2-12、7-2-13、7-2-14)

< 学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施 >

クラブ・サークルへの支援内容は、学生の積極的な参加を促し、安全かつ適切に活動ができるよう体制を整えている。

具体的な支援内容として、①活動助成金の配賦、②活動施設の予約・保守対応、③幹部向け研修会の実施、④紹介冊子(資料7-2-15)やYouTube等の広報媒体の作成、⑤その他補助的支援(備品貸出等)の5点が挙げられる。①については学外施設利用費を含めた経費への金銭的支援である。③はアルコールハラスメントや危機管理体制、学内ルール等を学ぶ機会となっている。④はオープンキャンパスや新入生ガイダンスで使用し、高校生や新入生に各団体の実態を知ってもらうツールとなっている。

各学部・各部署でのピアサポート、地域周辺を中心としたボランティア活動はキャンパス移転後に利便性が向上したこともあいまって増えている。(資料7-2-16)

ボランティア支援は、学外からのボランティア協力依頼に対し学生をマッチングするため、大学HPや掲示板等で依頼内容を利便的に公示している。また、クラブ・サークルへの公演依頼などもあり、地域のイベント協力の仲介も行なっている。また大学主催でも学生を募り「キャンパス周辺清掃ボランティア」を実施し、三鷹市と連携しながら地域貢献やマナー意識向上の機会を設けている。

< 留学生等の多様な学生に対する修学支援 >

留学生については、英語サロンや中国語サロン等においてピアサポーターあるいはインターンシップを導入することにより修学支援を行っている。

< その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施 >

学生の要望を収集するため、学生支援課のカウンター前面に『学生ご意見箱』を設置している。内容については施設設備に関すること、食堂・売店に関すること、通学に関することに加えて授業に関することもあり、随時吸い上げ教務課に連絡することで解決に至ることができている。提出された学生からの意見は、学生支援課から担当部署に回答を依頼し、改善できるものは改善して学生に返答している。学生の意見とその返答については、月一回の学生支援センター会議で報告され、情報共有されている。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

< 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 >

学生支援の適切性については、月例の学生支援センター会議において点検・評価を行い、それをもとに改善・向上に向けた取り組みに繋げている。（資料7-1-1）

会議体には、井の頭3学部学生委員会、学生支援課に加えて、医学部学生係、三鷹看護学部事務室、広報企画調査室、井の頭事務部が加わり、各部署の連携を取りながら学生支援の諸課題に取り組んでいる。さらに、この結果を自己点検・評価報告書で報告し、外部評価委員会及び学部長会議での検討結果を受けて、改善・向上に取り組む質の保証に繋げている。

< 点検・評価結果に基づく改善・向上 >

2018（平成30）年度に学生支援センター会議での点検・評価結果に基づく改善・向上の1例として、2018（平成30）年4月11日の第1回学生支援センター会議における、杏林大学奨学金・海外研修留学奨学金の申込時の基準である学部別のGPA見直しが挙げられる。各学部で平均値が大きく異なっているにも関わらず、申込基準値が統一の値で設定されていたことから、学部別の申込者に不公平が生じていることを解消することが目的で、平成29年度の各学部GPA実績を見て議論し、統一の値ではなく、上位50%のGPAに申込基準を設定することで、奨学金申込者の学部間不均衡を是正した。（資料7-3-1、7-3-2）

（2）長所・特色

2008（平成20）年に設置されて以来、学生支援センターは学生の生活環境の整備、改善を継続的に実施するとともに、教務課、キャリアサポートセンターや保健センター、図書館との密接な連携関係のもと学生支援を行ってきた。

修学支援については各学部教務委員会・教務課と連携、生活支援については学生支援課と施設課、保健センター、学生相談室、またボランティア等地域貢献活動については地域交流支援室との連携、就職支援についてはキャリアサポートセンターとの連携により、本学の広義の学生支援が適切に実施されている。月例の学生支援センター会議において点検・評価を行い、それをもとに改善・向上に向けた取り組みに繋げている。

ただ、4学部が2キャンパスに展開され、学部の特異性や学年暦等の違いもあり、課外活動等すべてを1つのルールの下で行うことは難しい。しかし、学生支援センター会議を通じて情報共有を図り、双方の長所を取り入れるなど、学生支援について大学としての一体性を保持できるよう努めている。

またピアサポートに関しても、各学部において定期的に実施されるようになり、上級生と下級生との関係構築の一助となっており、新入生の学部への定着に貢献している。

学内奨学金制度については度々見直しを行っているが、グローバル化への対応と学生の海外研修・留学へのマインドが高まっていることから、より効果が期待できる学生への支援を厚くするため、留学生への学納金減免制度を成績や人物を重視した奨学金制度に移行し、拡充することになった。これにより意欲の高い学生への支援を充実させることが可能になると思われる。

保健センターの設備に関しては大学の保健室機能として充足している。

医療機関として登録済みで、医療機関としての一般的な設備はないが、アナフィラキシーショック時に対する救急医療用の器具・薬剤は常備している。AEDは5台設置され、管理している。（資料7-2-2・p124）

学生の心理的支援に関しては、学生相談室を設けている。学生相談では、学生が抱える様々な心理的・精神的課題について、臨床心理士が個別カウンセリングでサポートすることが主であるが、本学では、保護者や教職員との情報共有・コンサルテーションも、学生相談における支援のひとつとして、きめ細やかに行っている。

2018（平成30）年度は、学生・保護者・教職員の年間相談件数は、三鷹・井の頭両キャンパスで1118件であった。2016年の井の頭キャンパス開設により、学部に関わらず三鷹・井の頭のどちらのキャンパスでも学生相談を利用できるようになり、学生にとって利便性は上がったといえる。相談内容では多い順に、①「不登校や留年

休学などの修学上の問題」②「精神疾患や障害をもつ療学上の問題」③「対人関係」④「心理的健康（不安・抑うつ等）」であった。

キャリア形成に向けた大学生活の充実と就職意識の醸成を促すために低学年（1、2年生）を含めた活動や支援を行い、教員とキャリアサポートセンター職員が連携して、キャリア教育と就職支援が一体となった支援を行っている。就職支援としては、入学直後の新入生からキャリアガイダンスを行い、進路選択の重要性、将来のキャリア形成について意識涵養を図るとともに、有意義な学生生活を過ごせるための支援プログラムを紹介している。

（3）問題点

留年生、休学者および退学者への対応については、学生ひとり一人により原因となっている事由が異なり、学業成績、大学生生活状況、学内での人間関係、あるいはメンタルな事由など、原因事由が多様かつ複合的に作用しているケースが多い。そこで各部署・各種委員会縦割りの対応ではなく、関連部署・教務委員会および学生委員会の横断的連携により組織的、かつ学生の現状に即した対応が必要とされている。

学生の修学環境の整備に関して、障がい学生に配慮した修学環境整備が課題である。八王子キャンパスから井の頭キャンパスに移転して、多目的トイレやバリアフリーの部分は整っているが、聴覚や視覚に障がいを持った学生への対応は受入れの経験がなく、今後、障がい学生のための支援体制について議論し、環境を整えて行く必要がある。

キャリア支援では、企業の採用活動が早期化するに伴い、今後はその動向に応じた支援が必要となる。特に低学年学生の学業や課外活動とのスケジュールの折り合いをつけながら、インターンシップや対策講座を、どのように推奨させるかが課題となる。関係部署、各学部、保護者や各企業と連携を深めながら、より良い支援を模索していきたい。

保健センターについては、現在、実施している学生および教職員の健康管理に不可欠であり、今後も継続する。熱中症予防、2019年に東京都の受動喫煙防止条例が制定されることにより、禁煙キャンペーンはより強化の必要性がある。

学生相談室については、井の頭キャンパス学生相談室の存在を周知するため、新入生オリエンテーションおよびガイダンス、折節のチラシ配布という従来の枠のなかで、その内容をより学生に分かり易いものにしていく。

井の頭キャンパス移転後の課外活動における場所の確保の問題は、根本的な解決には至っていないが、三鷹市との連携など、引き続き可能な限り対応していく。

（4）全体のまとめ

留年生・退学者への対応は全学を挙げた課題であるが、減少しているとは言い難い。個別対応の重要性は当然のことながら、杏林大学はどんな大学であるのかを受験生のみならず、保護者や高校関係者にもさらに分かりやすく発信していくことがミスマッチを低減させていくことに繋がると思われる。

就職支援においては、就活トライアル、就職活動シミュレーションを通じて、学生の意識向上には効果があると見られ、引き続き取り組みを進めていく。また、総合政策学部と外国語学部では、保護者に対する就職説明会を行っており、就職支援の理解と家庭でのサポートを求めている。これらの取り組みは、効果的であると考えられるため継続していく。また、就職率の向上のみならず、卒業後の職業人としての意識の醸成にも注力していく。

基準 8 教育研究棟環境

基準 8 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

第 2 期認証評価（2015 年受審）では、「第 2 時中期計画実行委員会キャンパス整備実行部会」や、副理事長を委員長とする「キャンパス移転検討委員会」の定めた方針を記載していた。ところが、現在は上記に代わる取り組みがないため、記載方法を要検討。

杏林大学では、2014 年度に八王子キャンパスを井の頭キャンパスに移転した。今後は、老朽化した三鷹キャンパスについて、平成 29 年度に取得した隣接の新校地に新たな教育・研究の施設（体育館、講義棟）の建設を計画しており、これを進めていくことを事業計画に記載している。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・ 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・ バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

< 施設・設備等の整備及び管理 >

- ・ ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

情報設備環境等については、年度ごとに総合情報センター運営委員会で基本方針を定めて、井の頭キャンパス、三鷹キャンパスの ICT 環境の維持・改善・発展、セキュリティ環境の整備に努めている。基本方針は、各学部における情報機器の整備・利用に関する意見を集約し、総合情報センター運営委員会の審議を経て策定され、その内容は、具体的な整備計画に反映されている。平成 28 年度から平成 30 年度にかけての主な整備計画として (1) ICT 環境の構築 (2) ICT 教育環境の維持管理および利活用の支援 (3) ネットワークセキュリティの維持管理および向上 (4) 学生カルテシステムの効果測定と他事業への応用開発 (5) 経費削減のためのシステム導入（ペーパーレス化） (6) クラウド・データ共有システムの導入と他事業への応用開発を実施した。

ネットワーク環境等として、キャンパス内の利用環境改善のために、速度帯域「10Gbps」を中心としたネットワーク網を構築した。サーバールームを中心にスター型ネットワーク機器配備を行い、棟間およびフロア間の基本速度帯域も「10Gbps」とした。

インターネット回線は、国立情報科学研究所（学術情報センター：NII）による SINET5（サイネットファイブ）を利用中で、2015 年度より速度帯域「100Mbps」から「1Gbps」に増強した。2016 年度には、「三鷹キャンパス」から「井の頭キャンパス」間を、WDM 装置（Wavelength Division Multiplexing: 波長分割多重方式）を利用し、帯域の異なる「学内 LAN」、「業務 LAN」および「電話網」を、ひとつの装置で通信可能としている。

- ・ 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

井の頭キャンパスの情報教育設備としては、PC 室が 4 室、CALL 教室が 2 室、PBL 教室が 4 室、ノート PC100 台を常備したフレキシブルに使用できる教室が 1 室ある。また、各講義室・実習室には、教卓 PC、プロジェクター、スクリーンを整備し、ほぼすべての授業で ICT を活用した授業が展開できる。

これらの設備の管理は総合情報センターが担い、すべての教育用 PC はドメインで管理しており、不具合発生時には迅速に対応している。また、アンチウィルスソフトやセキュリティパッチの更新も定期的に行われ、安全対策を行っている。

三鷹キャンパスの情報教育設備としては、PC室が2室、PBL教室が16室ある。各講義室にはスクリーンとプロジェクター、オーディオ機器を整備している。各実習室には、モニターとオーディオ機器を配置している。

・ バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

新しく移転した井の頭キャンパスについては、すべての建物に段差が無く、また各建物に1箇所は多目的トイレを設けている。また、すべての教室には、車いすが置けるスペースを配置している。

三鷹キャンパスについては、古い建物のため段差があるが、講義棟にはスロープを設置、車いすでも移動できるようにしている。現在計画しているキャンパスの改修では、更にバリアフリーを進めたいと考えている。

・ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備 学生の自主的な学習の促進するための環境整備

井の頭キャンパス PC室3室は、授業で利用していない時間帯は開放し、学生が自由に使用できるよう整備している。また、学生証のタッチにより貸出できるPCロッカーを図書館内とB棟2階に整備し、早朝や夜間も貸出返却が可能となり、自主的な学習の時間を妨げない。

井の頭キャンパスのほぼ全域に無線LANのアクセスポイントを設置し、学生個人のPCも統合認証に伴うID・PASSを入力したうえで接続が可能である。

三鷹キャンパスは、PC室を2室有し、そのうち1室を開放して、学生が自主学習できるよう整備している。無線LANは、医学部講義棟・看護医学研究棟の学生ホールと図書館にアクセスポイントを設置し、学生が接続できるよう整備している。また、アルク社の英語e-learningシステムをオンプレミスで導入し、全学的に展開している。

図書館では、電子リソースを拡充し、WiFi環境、リモートアクセスを整備したことにより、情報入手の手段と機会を拡大した。井の頭分館は、平成28年のキャンパス移転によって閲覧スペースを拡大した。

その他、学生の自主的な学習促進のため、ネイティブスピーカーを配置した語学サロン、ライティングセンターを設置している。図書館には、2階全域をラーニングコモンズとしてグループ学習室、セミナー室、大机などを整備し、学生がアクティブラーニングに利用できるようにした。さらに、二分館で開館時間を延長し、利用環境を改善した。

< 教職員・学生の情報倫理の確立、セキュリティに関する取り組み >

本学では、学内における情報システムが適切かつ効率的に管理・運営されるために、杏林学園総合情報センター規定および杏林大学学内LAN管理・運営規程を定めている。また、情報倫理・セキュリティ意識の向上を図るために、学内のネットワークの利用について、新入生に対してはガイダンス時に学内LAN利用講習会を実施し、学内LAN利用同意書を提出した学生にのみ許可をしている。また大学ハンドブックにも情報システムの利用の際の注意を記載している。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

基準 8 教育研究棟環境

< 図書資料の整備と図書利用環境の整備 >

- 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
 杏林大学では三鷹キャンパスと井の頭キャンパス二つのキャンパスに、それぞれ医学分館と井の頭分館の二つの図書館が設置されている。医学分館では主に医学部と保健学部看護学科看護学専攻、看護専門学校の学生・大学院生・教職員を対象にサービスを行っている。井の頭分館は平成 28 年に八王子キャンパスから井の頭キャンパスへの移転時に保健学分館、人文・社会科学分館を統合・新設し、主に保健学部、総合政策学部、外国語学部の学生・大学院生・教職員を対象にサービスを行っている。二分館の蔵書および電子資料は、図書 416,952 冊、定期刊行物 1,265 種、視聴覚資料 11,344 点、電子ジャーナル 97,332 種（オープンアクセス誌を含む）、データベース 28 種を提供しており、各学部で必要とする資料、電子リソースを十分備えている。年間資料費は 1 億 7 千 940 万 5,000 円である（表 1）。学部と研究科に在籍する学生・大学院生の合計は 5,251 人で、学生 1 人当たりの資料費は 3 万 4,166 円である。全国大学図書館の一人当たりの資料費は 2 万 1,684 円で、医療・保健分野の電子ジャーナルなどを積極的に収集しているため全国平均を大きく上回っている。

表 1. 図書、学術雑誌、電子資料の整備状況、年間資料費

分館	図書冊数	定期刊行物書類	視聴覚資料	電子ブック	電子ジャーナル	データベース	年間資料費(千円)
医 学	230,790	651	4,818	(全館共通)	(全館共通)	10	(全館共通)
井の頭	186,162	614	6,526			18	
合 計	416,952	1,265	11,344	43,244	97,332	28	179,405

- 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
 図書館業務システムを平成 6 年に導入し、国立情報学研究所の総合目録システム NACSIS-CAT、相互貸借システム NACSIS-ILL に加入して国内外の教育研究機関と目録情報を共用し、情報の相互提供体制を整備している。それらを通じて行った相互協力は複写の受付が 6,302 件、依頼が 1,414 件、貸借の貸出が 45 件、借受が 17 件であった（表 2）。その他に、私立大学図書館協会、東京西地区大学図書館協議会、日本医学図書館協会に加盟し、協力活動を行っている。また、三鷹市立図書館、日本赤十字看護大学図書館とそれぞれ連携し、三鷹市立図書館利用者への資料貸出、日本赤十字看護大学と当大学の図書館相互利用を行っている。

表 2. 利用者人数、貸出冊数、レファレンス受付数、相互協力件数

分館	利用者人数	貸出冊数	レファレンス	相互効力		相互協力		電子リソース 利用	リモート アクセス利用
				複写	貸借	貸借	貸借		
医 学	145,063	30,605	1,271	受 依	6,107 1,041	貸 借	17 6	283,656	(全館共通)
井の頭	238,908	25,076	1,957	受 依	195 373	貸 借	28 11	98,076	
合 計	383,971	55,681	3,228	受 依	6,302 1,414	貸 借	45 17	381,732	10,309

表 3. データベース一覧

ブリタニカオンライン	iJamp	メディカルオンライン	小学館コーパスネットワーク
Cochrane Library	ジャパンナレッジ	日経 BP 記事検索サービス	東洋経済デジタルコンテンツ・ライブラリー
D1-Law	JCR	日経テレコン 2 1	Up To Date
EBSCOhost Business Source	聞蔵 II	Library PressReader	VISUALEARN CLOUD(ビジュアルクラウド)
EBSCOhost CINAHL	国際問題 Web	PsychoInfo	Westlaw Japan
EBSCOhost MEDLINE	今日の診療 Web	最新看護検索 Web	ヨミダス歴史館 Web
医中誌 Web	毎索	SCOPUS	全宋詩分析系統

- 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

利用環境としては閲覧席が 808 席で、前回報告時（平成 25 年）の 700 席（医学 279 席、保健学 136 席、人文・社会学 285 席）から 108 席増設し、閲覧席にコンセント、個人学習室、AV ブース、車椅子用閲覧席、軽い飲食が可能なリフレッシュルームなども整備した。特に、井の頭分館は八王子キャンパス二分館（保健学、人文・社会学）に比べて面積は約 2.4 倍、座席数は約 1.25 倍と増え学生がゆったり学習できる環境を提供できるようになった。グループ学習室も 5 室完備し、プレゼンテーションの練習などに積極的に利用され、試験前の平日など利用率が 70% を超えることもある。平日の開館時間は 8:30 ～ 22:30、開館日数は医学分館が

357 日、井の頭分館が 347 日と、平日だけでなく土・日・祝日も開館して多くの利用者が利用できるよう配慮している。(表 4)。

表 4. 閲覧席、職員の配置、職員当たりの学生人数、開館日数と時間

分館	閲覧席数	職員	職員一人当たりの 学生人数	開館日数	開館時間
		(司書資格)			
医 学	280	16 (9)	159.1	357	平日 8:30～22:30
					土日祝日 9:00～22:30
井の頭	528	17 (9)		347	平日 8:30～22:30
					土日祝日 9:00～17:00
			祝日授業日 9:00～19:00		
					長期休暇中 9:00～17:00
合 計	808	33 (18)			

< 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置 >

図書館運営にあたる職員は二分館合計で 33 人、うち専任は 25 人、司書資格保有者は 18 人である。図書館職員一人当たりの学生数は 159.1 人で、全国平均の 289.0 人より余裕のある人員数となっている。また、私立大学図書館協会、東京西地区大学図書館協議会、日本医学図書館協会に加盟し、情報交換・研修会への参加・講師派遣を通じて職員の能力開発を図り、利用者へのサービス向上に努めている。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制

< 研究活動を促進させるための条件の整備 >

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示

教育研究活動を支援することは、大学の重要な機能の一つであり、本学では全学的なレベルで研究者をサポートする研究支援体制を整備することを事業計画に明示している。そのために、間接経費等の有効活用策の検討といった研究費の運用に関すること、外部資金獲得の支援のための情報収集と提供、研究者各々のワークライフバランスを鑑みた女性研究者・若手研究者への研究活動支援等を行っている。また、研究倫理・研究不正に関する問題は重要であり、何が不正に該当するのか、どのような研究倫理が求められるのかなど十分に理解してもらうため、啓発活動を行っている。

杏林大学第 3 次中期 5 カ年計画 (2013～2017 年度) にも、杏林大学の機能強化の一環として、研究活動の活性化に取り組むことを明示しており、研究の異分野融合、共同研究の可能性の拡大に取り組んでいる。

今後さらに、こうした研究環境の整備・研究力の向上により、世界に向けてその成果を発信し、社会貢献を果たしていく。

- ・ 研究費の適切な支給

本学では教員に対し、毎年研究費の支給を行っている。研究費は教員の職位と人数 (xxx 円 / 人) で計算され、医学部と保健学部看護学科では教室単位、保健学部 (看護学科以外)、外国語学部、総合政策学部では教員毎に支給されている。

本学教員に対して研究費の効率的な使用及び設備の共用を促進するため、獲得した文部科学省科学研究費、厚生労働省科学研究費、日本医療研究開発機構研究費等の間接経費を有効活用し、「共同利用機器室」や「共同利用培養室」等、各所に機器・備品の導入を進め、研究環境の整備を行っている。研究成果の発信に関しては、「杏林大学研究業績集」を毎年度発行し、本学の研究者が行った研究成果を広く社会に公表するとともに、

基準 8 教育研究棟環境

学内外において共同研究の活発化や産学連携のシーズ発掘に資している。

- ・ 外部資金獲得のための支援
 科研費の獲得状況においては、2009年度は採択件数 56 件に比し、2018 年度には 131 件と増加しており、増加率は 233.9% となっている。これは全採択件数（新規＋継続）の 10 年間の増加率・144.6% を大きく上回る（資料 4）。また本学は 2013 年に研究推進センターを設立し、学際研究や適切な研究活動の推進、女性研究者と若手研究者の支援、また公的科研費の情報収集と提供及び応募支援に関する活動等を行っており、外部講師を招聘しての「科研費ワークショップ」や、学内の科研費採択の実績のある研究者が講師を務めての「科研費セミナー」、主に文系学部を中心とした若手研究者向けのセミナーを開催する等、各種支援を継続的に実施している。「科研費ワークショップ」は多数の教員が参加できるよう、昼（15 時～）と夕方（18 時～）の 2 回行っている。
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
 本学では毎年、施設改善整備予算を計上し、申請を受け付けている。これにより、研究室の改修などを行っている。また、文部科学省科学研究費、厚生労働省科学研究費、日本医療研究開発機構研究費等の間接経費の一部を設備備品整備等に使っており、各教員からの申請を受け付けている。
 平成 31 年度からは「杏林大学海外特別研究制度」を設け、教育職員の海外での研究の推進を行う予定である。この制度では、2 年以内の特別研究期間を認め、修学貸与金が貸与される。
- ・ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制
 大学院修士課程の学生をティーチング・アシスタント、博士課程の学生をリサーチ・アシスタントとして雇用することができ、毎年教員から申請を受け付けている。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

< 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み >

- ・ 規程の整備
 本学においては、研究倫理に係る規程として、「杏林大学研究者行動指針」、「杏林大学事務職員行動規範」を定めており、責任及び有すべき認識を明確にし、各々の行動指針・規範としている。また研究活動の不正防止に係る規程としては、「杏林大学における公的科研費の不正に係る調査の手続きに関する取扱要綱」、「杏林大学の公的科研費に係る物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱」、「杏林大学における公的科研費の適正な運営、管理に関する規程」、「杏林大学における公的科研費の不正防止計画」、「杏林大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程」を定めており、これに基づき毎年度研究者に対して周知徹底している。
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
 定期的に研究者等に求められる倫理規範を修得させるための教育としては、APRIN が提供する e ラーニングを用いており、本学において研究に従事する者（間接的に従事する者も含む）は受講を必須としている。
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備
 研究倫理に関する学内審査機関としては、「杏林大学医学部倫理委員会」、「杏林大学保健学部研究倫理委員会」、「杏林大学大学院国際協力研究科研究倫理審査委員会」を設置しており、人を対象とした研究が適切に行われているか、また対象者の尊厳及び人権を尊重して実施しているか等指針を示し、適正な運用を図るよう配慮している。動物実験については、「動物実験委員会」を設置しており、研究を適切に行っているかの審査を行っている。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

< 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 >

本学では、学園における情報化を総合的に推進し、教育研究、学生サービスの向上および事務の効率化を図るために、総合情報センターを設置している。総合情報センターの業務は教育・研究・事務全般の学園全体のIT化に関わっている。総合情報センターには、総合情報センター運営委員会が置かれ、学園の情報化に関する基本計画をまとめている。総合情報センター運営委員会は、専門的な知見を有する教員と事務職員からなり、基本計画は各部門における情報化に関わる問題を検討して作成している。

図書館では、全学的な運営に係る重要事項を審議するために図書館長を委員長とする図書館運営委員会を設置している。また、分館ごとの図書館の予算・決算や購入資料の選定を行うために分館長を委員長とする分館運営委員会を設置している。図書館運営委員会は年1回以上、分館運営委員会はそれぞれ年5回以上開催している。また井の頭分館では、保健学部、総合政策学部、外国語学部それぞれに図書委員会を設置し、選書や学部内での課題解決のための意見交換を行っており、分館運営委員会に上申している。

研究活動については、研究推進センター長を委員長とする研究推進委員会が設置されており、各部門の意見を集約するとともに、研究支援の立案・計画・実施に関する事項の審議及び報告を行っている。本学の研究シーズを活用する目的から、研究推進センターでは、産学連携を推進するため「産学連携ポリシー」を策定し、平成28年度よりこれに基づき、開かれた大学を目指し、産業界や地域との連携や交流を行っている。こうした産学連携活動についても、研究推進センター長を委員長とする産学連携委員会が設置されており、同様に各部門の意見を集約するとともに、産学連携の基本方針の策定、本学で実施している産学連携活動の評価、情報の収集・提供・発信について審議の上、実行している。

< 点検・評価結果に基づく改善・向上 >

情報化における発展的課題として、整備計画にも掲げている、ネットワークセキュリティの維持管理および向上、経費削減のためのシステム導入（ペーパーレス化）、クラウド・データ共有システムの導入等による、さらなる業務の適切かつ効率的な管理・運営を行うために、学内専用サイトである「あんずNET」の改修計画を進めている。また情報セキュリティに係る事故やトラブルの複雑化・多様化に迅速に対応すべく、組織体制の整備、情報セキュリティポリシー・情報セキュリティ対策基準の策定を、2020年度を目標に進めている。

研究環境の整備については、教育研究等環境整備にあたっては、教員が共同で研究機器を利用可能な機器・備品を配した共同利用機器室・共同利用培養室の設備の充実を図っている。併せて、新規導入機器については、案内ポスターの掲示、研究推進センターサイト（Web）への掲載等で周知を行い、利用を促進している。また、競争的資金に係る間接経費執行実績報告を毎年度行っており、収入・支出の総額や支出内訳の主な内容を公表及び間接経費での機器導入事例を紹介することで、費用支出使途のフィードバックを行っている。

教育研究等環境整備においては、研究に有益な装置・設備の情報公開・発信を強化し、研究推進センターサイト（Web）上に、検索機能・問い合わせフォームを備えたシステムを導入した。これにより、研究者が研究を円滑に進めることができる機器の情報を得やすくなり、活用への一層の促進が期待される。

科研費および公的資金の獲得状況については、毎年度集計結果を学部長会議において当該実績のフィードバックを行い、科研費申請数・採択数の増加に資する方策の礎としている。加えて、産学連携の分野においても産学官連携に関する目標・計画を策定し、共同研究・受託研究の契約件数増加、また文部科学省等の政府機関が公募する研究プロジェクトへの応募を目指し、研究シーズの発掘及び社会ニーズの把握に取り組んでいる。

図書館では、二分館とも企画展示を行い、来館の機会を増やしている。井の頭分館が昼休みに開催するミニレクチャーは、学生のプレゼンテーション、教員の専門を超えた幅広い分野による教養的な内容で開催している。平成30年度は延べ159人が参加した。教員が担当するレクチャーでは、「トルコやイスラム圏の文化」について、防災レクチャー「豪雨災害から身を守るためには」、「池坊いけばなの歴史と実演」などが好評だった。それらのレクチャーに関連する図書を館内で展示した。学生のプレゼンテーションでは、コンソーシアム八王子で優秀賞を受賞した演題とその発表に至るまでのプロセスについて紹介した。図書館で行う課外活動として

基準 8 教育研究棟環境

も定着してきており、開催回によっては満席のこともある。

学生の発表の場としては、展示エリアを設けており書道部、華道部、写真部の作品展やゼミでの学修成果の展示も行った。また、学生アルバイトが学生の視点でおすすめ本の紹介や新着図書の展示を行うことで、図書などが利用者の目に留まり、館内での利用も多くなっている。

学生へのサポートとしては総合政策学部 GCP^{*}履修学生の自習サポートとして、図書館 2 階サービスカウンター横に教員の待機場所を提供した。

※ GCP (グローバル・キャリア・プログラム ビジネス・スキルと専門分野を英語で学ぶ)

http://www.kyorin-u.ac.jp/univ/faculty/social_science/special/gcp/

地域とのつながりでは、図書館を卒業生や近隣市民に広く開放しており、登録者は毎年増加している。公共図書館にない医療系専門図書・雑誌などを利用できるようにして、生涯学習に貢献している。

今後の課題として、蔵書の面では図書館職員も選書に積極的に参加し、蔵書の偏りをなくす工夫や、全集・シリーズ物の欠けている部分の整備、分野によっては重複や古い資料の抜き取り、除籍などを行い学生の学習に必要な資料の充実が努めていく。また、利用講習会ができるスタッフの育成が遅れている。今後の図書館サービスのためにもスタッフの能力開発が急務である。

図書資料と利用環境の整備については、資料の充実という点では国内書籍でも電子媒体で発行される資料が増加してきているので、今後は電子ブックなどの収集も積極的に行い、蔵書の充実と利用者が利用しやすいサービスを提供できるよう改善を進めていく。入館者数や貸出利用数は減少傾向であるが、図書館が扱うべき資料の性質が従来とは変って来ており、利用者のニーズも電子ブックや電子ジャーナルなどの利用へと移行しつつある。電子資料を有効に利用できるようなサポートを行っていく必要がある。さらに学生が図書館の蔵書や学習スペースなどを積極的に利用するように教員と連携していく。具体的には、授業などで図書館の資料やデータベースを利用してもらえるように、教員自身に図書館資料のPRを働きかけていく。また、図書館が実施する各種講習会については担当スタッフの育成を図り、内容の改善と最適な開催の日時を模索し、参加者の増加を目指す。選書は研究室や教員、利用者の推薦をもとに各分館運営委員会で検討するため、研究・教育・学習のニーズに合わせた蔵書構成となっているが、今後は図書館運営委員会、分館委員会を中心に利用者サービスの更なる改善や利用環境などの点検・評価を行い、改善に取り組んでいくことが必要である。

根拠資料一覧

根拠資料一覧

	資料の名称	資料番号	ウェブ	冊子
基準 2 内部 質保 証	大学ウェブサイト（杏林大学内部質保証の方針及び内部質保証システム概念図）	2-1-1	○	
	学部長会議規程	2-1-2		
	学則第1条の2、大学院学則 第2条の2	2-1-3		
	自己点検・評価規程	2-1-4		
	大学ウェブサイト（杏林大学、大学院の卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針）	2-3-1	○	
	自己点検・評価	2-3-2		
	大学ウェブサイト（学部等の設置届出書及び設置計画履行状況報告書）	2-3-3	○	
	大学ウェブサイト（「大学概要・基礎データ（教育情報の公開）」「経営・財務情報」「自己点検・評価」）	2-4-1	○	
大学ウェブサイト（教職課程）	2-4-2	○		
基準 4 教育 課程 ・学 習成 果	学部長会議議事録（2016（平成28）年7月11日）	4-1-1		
	学部長会議議事録（2016（平成28）年11月14日）	4-1-2		
	大学の運営および教育研究に係る重要事項の確認について（P11）	4-1-3		
	各学部、研究科の履修案内・授業内容（シラバス）	4-3-1	○	○
	シラバスFD議事録	4-3-2		
	実施学部、研究科のシラバス作成の手引き、研修会実施記録、シラバス第三者チェックに関する資料	4-3-3		
	平成30年度FD（プレゼミ等担当者会議）議事録	4-3-4		
	FD会議議事録（平成30年6月20日）	4-3-5		
	授業評価アンケート結果	4-4-1		
	履修制限科目一覧（教務委員会資料）	4-4-2		
	GPA 指導資料 アカデミックアドバイス資料、外国語学部履修案内 73～78頁	4-4-3		
	保健学研究科 研究指導計画書等（指導内容、方法、スケジュールが明示されたもの）	4-4-4		
杏林大学大学院研究科委員会資料	4-6-1			

	資料の名称	資料番号	ウェブ	冊子
基準4 教育課程・ 学習成果	TOEIC Bridge Test 結果 (FD資料として)	4-6-2		
	医学部 (アンケート)、保健学部・総合政策学部・外国語学部 (キャリア支援交換会資料)	4-6-3		
	医学部 (教育評価委員会資料)	4-7-1		
	総合政策学部ピア・オブザーブ制度運用指針	4-7-2		
	杏林大学大学院研究科委員会資料	4-7-3		
基準5 学生の 受け入れ	2019年度学生募集要項	5-1-1		○
	入試 Information 2019	5-1-2		○
	杏林大学大学案内 2019	5-1-3		○
	総合政策学部 パンフレット	5-1-4		○
	外国語学部 パンフレット	5-1-5		○
	大学ウェブサイト (入試ガイド)	5-2-1	○	
	2018年度入学試験委員会議事録	5-2-2		
	2018年度教授会議事録	5-2-3		
	2018年度入試調整委員会議事録	5-3-1		
	2018年度学部長会議議事録	5-3-2		
医学部入学試験実施要領 2019	5-3-3			
保健学部入学試験実施要領 2019	5-3-4			
2018年度春学期授業評価アンケート	5-3-5			
基準7 学生 支援	杏林大学学生支援センター規程	7-1-1		
	あんずの窓口	7-2-1		
	ぜったい使って手帳 [学生ハンドブック]	7-2-2		○
	第2期認証評価受審後の退学者数及び留年者数の推移	7-2-3		
	杏林大学奨学生規程	7-2-4		
	杏林大学が扱う奨学金 [奨学金ガイドブック]	7-2-5		○
	こころとからだの相談窓口 [相談窓口ご利用案内]	7-2-6		
	杏林学園ハラスメント防止等に関する規程	7-2-7		
学校法人杏林学園組織図	7-2-8			

根拠資料一覧

	資料の名称	資料番号	ウェブ	冊子
基準 7 学 生 支 援	杏林大学キャリアサポートセンター運営規程	7-2-9		
	総合政策学部就活トライアルスケジュール	7-2-10		
	外国語学部就職活動シミュレーション工程表	7-2-11		
	EMPLOYMENT GUIDE 2019	7-2-12		
	就職支援ハンドブック	7-2-13		○
	PALETTE '18	7-2-14		○
	平成 30 年度ボランティア申請件数一覧	7-2-15		
	各学部 GPA の値に関する実態	7-3-1		
	平成 30 年度 第 1 回学生支援センター会議	7-3-2		

杏林大学
2018（平成30）年度 自己点検・評価報告書
2019年12月18日 初版
外部評価委員会 開催日 2020年3月11日
